



Doing business in Taiwan

2025 年度日本語版



目次

第 1 章 投資と設立	1
第 2 章 労働	9
第 3 章 会計・監査	19
第 4 章 法人税	27
第 5 章 個人所得税	39
第 6 章 間接税およびその他の税金	49
How PwC Taiwan can help	52

第1章 投資と設立

外国からの投資に関する政策	3
事業形態	4
登記プロセス	6
M&A	8
企業結合の管理	8



台湾政府は外国投資を歓迎しており、サポート体制を整えています。事業の立ち上げや台湾への投資に関する申請と登記の手続きは比較的簡単です。この章では、台湾に拠点を作る際や、M&Aを通じて台湾で事業拡大する際の、外国投資家の主な考慮事項に焦点をあてています。

外国からの投資に関する政策

外国人による台湾への直接投資に関する規制は主に外国人投資条例と華僑投資条例に定められています。これらの法律により外国人投資家は、会社登記を進める前に、外国からの投資に関する中央管轄官庁である経済部の経済部投資審議司に申請し、承認を得る必要があります。加工輸出区や科学園區への外国人による投資はそれぞれの管理組織による承認を得ることになります。

外国からの投資に関する規制

外国法人は台湾に会社を設立して事業を営む権利を有し、いくつかの領域を除き、あらゆる形態の商業活動に従事する事が可能です。外国人による投資が禁止または制限されている業種は、外国投資ネガティブリストに指定されています。禁止・制限業種には公益事業、電力供給、天然ガス、郵便、通信、マスメディア、空運、海運等があります。さらに、通信、ワイヤレス、テレビ放送、および航空などの特定のセクターについては、外国人による保有について制限があります。

中華人民共和国（中国）の投資家には、上記とは別の規定が適用されます。台湾は全体の3分の2にあたる業種を中国の投資家に開放していますが、ポジティブリストにある事業にのみ投資可能であり、投資申請は厳しい審査を受けます。さらに、他国からの投資申請者は、予定の投資について中国人投資家が30%以上の所有権を保有せず、会社の経営支配をしない旨の声明書を提供する必要があります。

中国から台湾への投資規制の強化

経済部では世界のいくつかの国に倣い、2020年12月に国家安全保障の懸念から中国から台湾への投資規制を強化しました。「中国大陸地区の人民による投資許可管理措置」が改正されたこ

とにより、中国資本の定義が拡大され、投資家が規制を回避するために使用していた抜け道が塞がれました。改正により、第三地域を通じた中国からの投資を特定するための厳しい基準が導入され、承認が必要な投資の範囲が拡大され、政治的または軍事的な関係を持つ投資が禁止されました。

また、第三地域を通じた技術や知的財産権の中国への移転やライセンス供与の管理も厳格化され、これらは「技術協力」とみなされ、事前承認が必要となりました。

中国企業の無許可投資をサポートする台湾内代理人に対する厳しい罰則

台湾政府は、台湾の戦略産業、特に半導体分野での中国企業の活動を制限しようとしています。これは、一連の人材引き抜きや企業秘密の窃盗事件を受けたものです。

また、台湾地区と大陸地区の人民関係条例が2022年6月に改正され、中国の企業が台湾内の代理人を経由して台湾政府の許可なしに台湾へ実質投資することを制限するなどの措置が取られるようになりました。改正により、非合法的な中国投資を助ける台湾のペーパーカンパニーやその所有者に対する罰則も大幅に強化され、3年の懲役またはNT\$1,500万の罰金が科されるようになっています。

国家安全法も2022年6月に改正され、台湾の重要なコア技術に関連する経済スパイ活動や企業秘密の域外不正利用に対する罰則が厳しくされました。

重要技術の厳重な管理

国家安全法の前述の改正は2023年12月に発効し、国家科学技術委員会が発表した22の重要技術が厳重な管理対象となりました。「重要技術」とは、中国、マカオ、香港または外国の敵対勢力に輸出されると、台湾の国家安全保障、産業競争力、または経済発展を損なう技術を指します。管理対象となる技術のリストは3ヶ月ごとに見直され、防衛、航空宇宙、農業、半導体、ICT（情報通信技術）の5つの分野を初期的にカバーしています。

投資の審査と許可

経済部のウェブサイトには、外国人による投資の許可を得るための法律、規制や申請必要書類が記載されています。申請には投資者の ID（登記簿等）、投資および事業の計画、および投資資金の送金を証明する文書が必要です。申請審査プロセスにより、台湾の規制当局は、所有権、ストラクチャー、もしくはその他の要素に関する懸念を和らげるため、投資に条件を付ける可能性があります。また、審査は中国からの投資や不明確な資金源による投資を検出するという目的もあります。

経済部のガイダンスによると、特に制限のない事業における資本額が NT\$5 億以下の投資については、審査期間は 2 日から 4 日とされています。また、資本額が NT\$5 億から NT\$15 億であれば 3 日から 5 日を要します。一方、投資制限のある業種や、資本額が NT\$15 億以上の投資、もしくは合併、買収、分割の場合は、審査には 10 日から 20 日ほどを要すると共に、他の関連管轄官庁による審査も行われます。また、クロスボーダー M&A や、その他特殊要素がある投資案件の場合には、およそ 20 日から 30 日を要します。

2019 年 1 月、行政院は外国人投資条例等の改正草案を提出しました。これは、既存の事前承認審査プロセスを一定の基準額（今のところ US\$100 万と設定）以下の場合、事後報告システムに置き換えることで外国企業からの投資手続きの簡略化を意図しています。基準額を超える投資、制限業種に対する高比率の出資、外国政府による投資、もしくは国連制裁地域からの投資については、引き続き事前承認が必要です。当該変更は、最終的な立法過程と承認を経て公布されることとなりますが、2025 年 4 月時点ではまだ公布されていません。

事業形態

ほとんどの外国企業は現地の協力会社または代理店を活用して台湾市場での最初の足場を得ます。市場規模が保証されれば、外国企業は正式な運営拠点設立の検討を始めます。台湾法で許可されている形態は、現地法人、支店または駐在員事務所です。また、起業家は、台湾での事業を行うために、単独の事業体または何らかのパートナーシップの形態を選択できます。近年の会社法の変更により、新興企業の所有者には資金調達や投資家募集についてより幅広い選択肢がもたらされています。

現地法人

台湾の会社には合名会社、合資会社、有限会社、そして株式会社の 4 種の会社形態があります。初期段階の企業に経営と資金調達の柔軟性を与えることを目的とした閉鎖性株式会社と呼ばれる新しい会社形態も 2015 年に導入されました。実務上、外国企業が台湾で子会社または合併会社の設立を計画する際、多くの会社が有限会社もしくは株式会社形態を選択しています。

有限会社には 1 人以上の社員（個人、法人ともに可）および 1 人以上の取締役が必要であり、株式会社には 2 人以上の個人株主または 1 人以上の法人株主、1 人以上の取締役が必要です。台湾現地法人の取締役に基本的には国籍や居住の制限はありません。

特定の業種を除き、台湾の会社には最低資本金制度はありませんが、実務上、資本金は会社設立費用を十分に補える額である必要があります。資本金は、会計士の出資審査を受けなければなりません。会社が設立から 1 年以内に外国人専門職を雇用したい場合、労働部の就労許可の要件により資本金は一般に最低 NT\$500 万必要となります。

支店

外国企業は支店を設立して台湾で事業をおこなう事も可能です。支店は現地法人と同じ権利および義務を有していますが、本店から独立した法人ではなく、本店は支店債務の履行義務を負います。支店には株主、取締役や監査役は存在しません。会社は 1 人の台湾における代表者および 1 人の支店長を指名しなければならず、同一人物でも別人物でもよく、また台湾人でも外国人でもかまいません。支店には法人の資本金にあたる登録運営資金の概念があり、設立時に払い込みが必要となります。法人の資本金同様、最低登録運営資金制度はありません。台湾の支店がその設立初年度に外国人を雇用する場合には、現地法人と同様に最低 NT\$500 万の登録運営資金が必要となります。

税務上は現地法人と支店とでは若干の差異があります。現地法人も支店もその利益は台湾の法人税（現在 20%）の課税対象となりますが、未処分利益に対する 5% の課税は現地法人にのみ適用され、支店への適用はありません。また、現地法人が外国株主に配当金を支払う際には源泉税（21%、ただし租税協定があれば軽減可能）が課されることとなりますが、支店の税引後利益を外国本社に送金する際には源泉税はかかりません。

駐在員事務所

駐在員事務所は、現地法人や支店と比べて簡単に設立できますが、行える活動は非常に制限されています。駐在員事務所は外国の本社のための連絡窓口を務めることはできますが、商行為を直接行う事や、商取引の当事者となる事はできません。得意先や仕入先の連絡窓口としての機能を負っている駐在員事務所が多くみられます。台湾における代表者を登記するのみで良く、台湾人でも外国人でも構いません。駐在員事務所は一般的に小規模で従業員数も少なく、関係する税目もあまり多くありません。

図表 1：現地法人（有限会社）、支店および駐在員事務所の比較

	現地法人（株式会社）	支店	駐在員事務所
できる行為	ネガティブリストにない全業種	ネガティブリストにない全業種	法的行為と連絡行為
法人税	20%	20%	不適用
利益送金	21% の源泉税	なし	不適用
産業創新条例による租税優遇	適用	不適用	不適用
株主か本店の債務履行範囲	出資額を限度とする責任	支店の債務に対して本店が履行責任	支店と同様
株主もしくは代表者の要件	2 名以上の個人または 1 社以上の法人株主 *	台湾における代表者と支店長の登録が必要	台湾における代表者の登録が必要
取締役	少なくとも 1 名	不適用	不適用
監査役	必要 **	不適用	不適用
最低資本	最低資本金制度なし。会計士による証明が必要 ***	最低運営資金なし。会計士による証明が必要 ***	不適用
法人税申告	必要	必要	不適用

* 有現会社の場合は、最低 1 人の個人株主または法人株主で足りります。

** 株式会社では、原則として監査役が必要ですが、単独株主の会社の場合は定款に記載することを条件に監査役を設置しないことができます。有限会社には監査役はいません。

*** 特別なライセンスが必要な業種などでは、ライセンスの取得条件として高い資本額が求められることがあります。

登記プロセス

台湾の經濟部と地方政府は両方とも会社登記事項を扱っています。投資家が選択した形態に応じて異なる手順が適用されます。次頁のフローチャートは、台湾での現地法人と支店の設立登記プロセスを表しています。必要な資料を期限通りに提出を行えば、4週間から8週間程度で設立プロセスが完了します。

InvesTaiwan のウェブサイト上には登記プロセス全般のガイダンスが掲載されています。台湾での現地法人の設立では、中国語名と営業項目の予備調査と保留、外国人投資許可、資本金の送金と審査、会社登記、税籍登記、その他必要に応じた各種手続きの順に進みます。外国会社の支店の設立の手続きでは、中国語名と営業項目の予備調査と保留、登録運営資金の送金、支店登記、税籍登記、その他必要に応じた各種手続きの順に進みます。特別な、あるいは規制された業種に投資をする場合には、関連管轄官庁からの必要な許可や認可を取得するために、さらに多くの時間を要することになります。

經濟部は近年、登記プロセスを改善するための措置を講じており、たとえば、ワンストップのオンライン申請プラットフォームの導入により、台湾で中小規模の有限会社を合法的に設立し、正式に運営できるようになるまでの手続きの数と各手続きに要する時間が短縮されました。

さらに、2018年の会社法改正により、外国企業に対する認許制度（外国法に基づき設立されている法人を台湾内において認める制度）が廃止されました。会社が本国にて正式に設立されている限り、台湾当局は、申請・認可手続きなしで自動的に承認するようになりました。さらに、外国企業は現在、中国語名に加えて英語で社名を登録し、台湾でその名前を使用する排他的権利を享受することができます。

会社登記

經濟部から外国人投資許可を取得後、投資家は投資資金を送金し、その審査を申請し、会社登記申請を提出することになります。これは、オンラインまたは関連機関で直接行うことができます。投資家は税籍登記、労働保険、全民健康保険、退職金の申請を同時に行うことができます。

初期投資額が NT\$10 億以上の資本金の企業の場合、登記の管轄は經濟部商業發展署です。初期投資額が NT\$10 億未満の場合、新会社の事業の場所に応じて、地方自治体当局が登記を管轄します。設立する会社が加工輸出区、科学園区、自由貿易港区などの保税区にある場合、投資家は各保税区の管理事務所へ直接申請する必要があります。

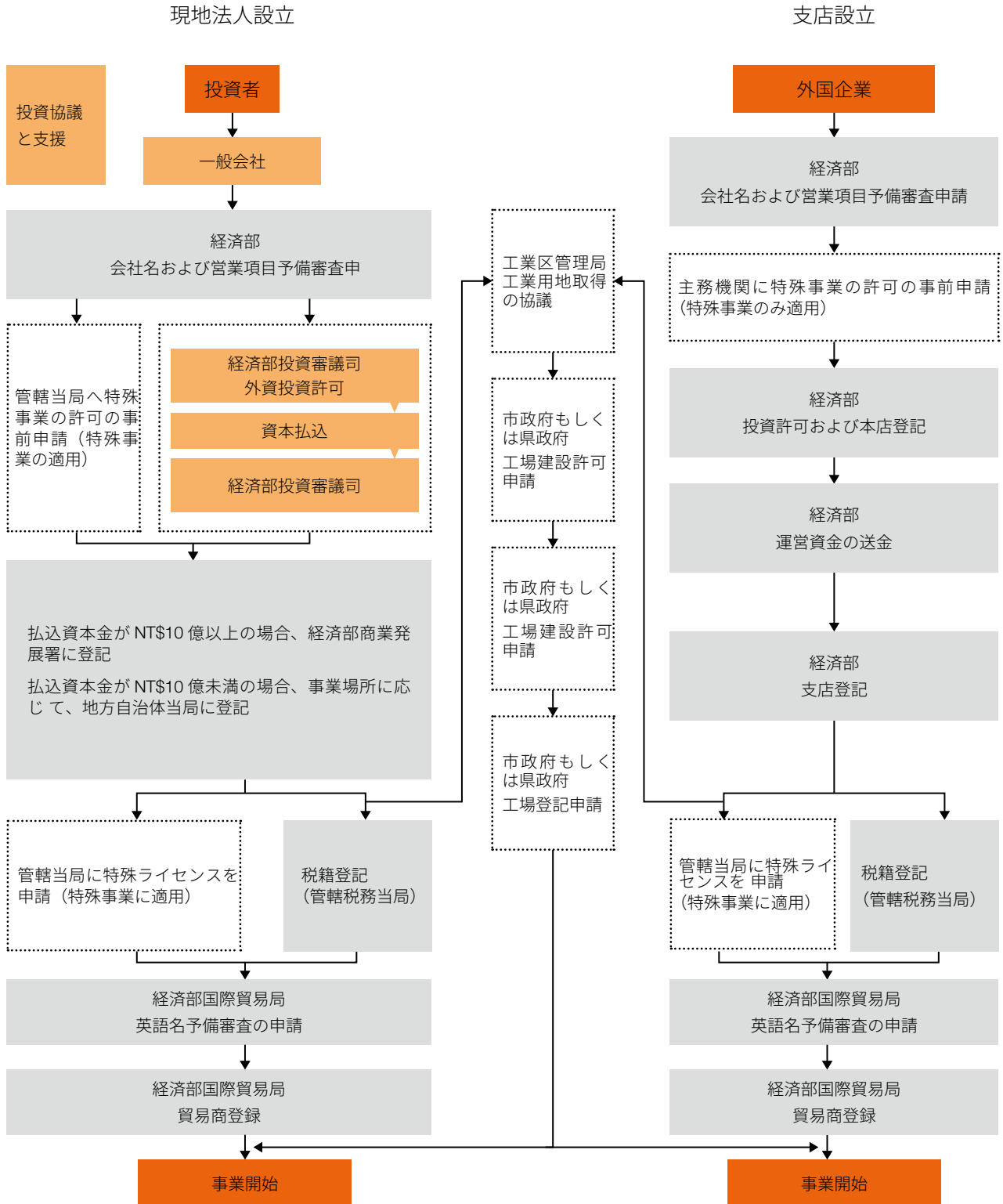
支店登記

外国会社の台湾支店に関しては、外国人投資許可は不要であり、台湾支店の設立の登記の管轄機関である經濟部商業發展署に対して支店登記申請を行います。

駐在員事務所登記

台湾で駐在員事務所を設立するには、外国企業はまず經濟部に台湾における代表者を登記するための申請書を提出し、その許可を取得する必要があります。その後、税籍番号を現地の税務署に申請する必要があります。

図表 2：会社および支店の登記プロセス



M&A

外国企業は、既存の現地企業と合併、あるいは現地企業を買収することにより、台湾でのビジネスを確立することもできます。台湾での M&A には、いくつかの法律と規制が適用されます。企業合併法は M&A 取引に関する主要な法律であり、一方、会社法および証券取引法（公開会社に適用）はより一般的な法律であり、M&A にも一部関連します。金融機関が関与する M&A には金融機関合併法および金融持株会社法も適用されます。

M&A 取引の審査と承認の主な管轄官庁は經濟部投資審議司であり、金融機関および公開会社が関与する M&A の場合には金融管理監督委員会の管轄となります。公正取引委員会は、公正な競争環境の維持に責任を負います。また、M&A ターゲットが特別な営業許可を保持している場合、その管轄当局による取引の確認が要求されることがあります。外国企業による台湾企業との合併や台湾企業を買収は、持分の取得または新会社の設立の前に事前許可を取得する必要があります。

一般事業者の M&A

企業合併法は、合併、買収、および分割について定めています。同法では、さまざまな M&A 取引が認められていますが、台湾で最も一般的なのは、株式買収、資産買収、合併や株式交換です。事業再編を促進し、業務効率を高めるため、M&A 関連法では、一定の条件を満たす取引に対して、さまざまな取引税の免除や繰延を含む税制上の優遇措置を提供しています。

金融機関の M&A

金融機関合併法は、銀行、保険会社、証券会社、その他の金融機関が別の金融機関を買収したり、別の金融機関と合併したりすることを容認しています。金融持株会社法により、台湾内の金融機関が他の金融機関と合併、あるいは買収する目的で金融持株会社を設立することが許容されています。金融機関の M&A を奨励する新しいルールが 2018 年後半に発効し、民間金融機関が別の民間金融機関を買収する場合の公開買い付けは、以前は 25% からでしたが、現在は 10% からできるようになりました。

企業結合の管理

公正取引法は、合併や買収を含む反競争的で不公正な取引慣行を規制しており、公正取引委員会は台湾における企業結合を管理する組織です。公正取引法は、一般的な M&A 取引を含む広範囲の企業結合取引において、ある一定基準を満たす場合に FTC に事前届出を提出することを企業結合当事者に要求しています。公正取引委員会は、提案されている企業結合取引を審査し、必要に応じて禁止したり、条件を課したりできます。

以下の 3 つのうちのいずれが当てはまる場合、公正取引委員会への事前届出が必要です。

- 結合当事者のうち 1 企業の台湾における市場シェアが 4 分の 1 以上の場合
- 結合の結果、市場シェアが 3 分の 1 に達する場合
- 結合当事者のいずれかの企業の前年度売上高が公正取引委員会の定める基準額を超える場合

提出期限は特に定めはありませんが、通知は結合完了の少なくとも 30 日前までに行う必要があります。提出の不履行に対する罰則には、罰金および結合停止または売却命令が含まれます。結合届出と関連するすべての資料提出がされてから 30 日以内に公正取引委員会から異議が示されない場合には、結合当事者は結合を進めることができます。公正取引委員会が必要と判断した場合、その審査期間である 30 日を短縮または延長できますが、延長期間は 60 日を超えることはできません。

上記の基準のいずれかを満たす外国企業同士の企業結合も、影響を受ける市場の地理的所在地に関係なく、台湾の結合規制の対象となります。結合に参加する企業の全世界売上高を考慮し、基準額に達しているか否かを判断する必要があります。届出を受領したのち、公正取引委員会は、その裁量により、台湾外での企業結合に関して管轄権を行使しないという決定を下すこともあります。台湾市場への影響は、企業結合を許可するかどうかを決定する際に公正取引委員会が考慮する要素の一つにすぎません。

第2章 労働

労働条件	11
社会保険料	14
退職制度	15
解雇と解雇手当	16
労使関係と労働組合	17
外国人の雇用	18



台湾には雇用者と労働者の基本的な権利義務を定めている包括的な労働法制度が存在します。本章では、台湾での雇用に関連する主要な法的要求事項について概要を説明します。

労働条件

台湾における雇用法の基礎となっているのは労働基準法（以下、労基法という）で、同法は雇用者が最低限満たすべき退職金、解雇手当を含んだ最低限の労働条件や従業員への給付について定めています。労基法は、一部例外を除いてあらゆる業種と職種に適用され、外国人を含むほとんどの労働者を対象としています。

労働部と地方の労働局は労基法とその関連法の運用を行っています。また、労働部とその権限移譲を受けた地方機関は、労働環境の検査を行う職責を負っています。検査対象は、健康と安全、労働保険、従業員福利金、外国人労働者の雇用などです。

雇用契約と就業規則

口頭による雇用契約も認められているものの、実務上は書面による雇用契約の締結が一般的かつ好ましく、特定の指定がない限りはほとんど無期契約です。また、契約書の言語は双方の合意により中国語、英語あるいはその他の言語とすることも可能です。雇用契約は雇用に関する特定の基本条項を含める必要があり、労働者の合意なしに雇用者から一方的に修正することはできません。

30人以上の労働者がいる雇用者は、企業内での雇用条件の詳細を記述した就業規則の作成および届出を行う必要があります。これらは一般的に労働者の同意を必要としませんが、特定の事柄には、労働組合もしくは労使会議からの個別の同意が必要になる場合があります。なお、就業規則が労基法に準拠している限り、雇用契約の一部とすることも可能です。

勤務時間と残業ルール

台湾は2016年に週休二日制を採用し、通常労働時間は原則として1日8時間以内、1週間で最長40時間となっており、7日ごとに1日の法定休日と1日の休息日を与えなければなりません。しかし、特定の産業では、許可を得れば週ごとに法定休日を動かすことができます。また、時間外労働は原則として1日あたり4時間までですが、1か月当たりの時間外労働時間の上限は同

意を得れば46時間から54時間に延長できるようになりました。ただし、3か月ごとの時間外労働時間の上限は138時間を超過することはできません。

給与、賞与、手当

2023年12月に新たに最低賃金法が制定され、既存の最低賃金の調整メカニズムが正式に拡充されました。同法は労基法が適用される労働者に適用されます。労働者への支給額はこの最低賃金を下回る事はできません。最低賃金審査委員会は毎年第3四半期に会合を開き、消費者物価指数の変動を主な根拠としつつ、その他の要因も考慮して最低賃金の調整案を検討、勧告します。施行に関しては、法律に違反した雇用主にはNT\$20,000からNT\$1,000,000の罰金が科され、名前が公表され、一定期間内に是正措置を取ることが求められます。

2025年1月時点の最低賃金は、NT\$28,590/月、NT\$190/時間です。

通常の時間外労働手当は、時間外労働時間が2時間以内の場合、時間当たり賃金に加えてその3分の1以上、2時間を超え4時間以内の場合、時間当たり賃金に加えてその3分の2以上を加算しなくてはなりません。祝日や年次有給休暇に労働させる場合は1日当たりの賃金の他に、さらに同額を支給します。また休息日の労働は、最初の2時間は時間当たり賃金に加えてその3分の1以上、2時間を超え8時間以内については時間当たり賃金に加えてその3分の2以上、8時間を超えた部分は通常の時間当たりの賃金の倍額に加え、時間当たりの賃金の3分の2以上を加算しなくてはなりません。また、労働者は時間外労働手当の代わりに代休を取得する事も可能です。

台湾では、春節前に1～2か月分の給与相当額を賞与として支給する企業が多くみられます。一方、会社法では「従業員報酬」を定めており、会社は当年度の税引前利益に対する一定額または一定比率の従業員報酬を従業員に分配しなくてはならず、その金額や比率を定款に記載しなければなりません。

また、労働者を50人以上雇用する会社は、労働者の福利事業を行うために労働者福利金の積み立てが義務付けられており、その管理および運用のために労働者福利委員会を設置する必要があります。

年次有給休暇および祝日

年次有給休暇の日数は、同じ雇用者の下での勤務年数により決定されます。法定の年次有給休暇日数は以下の表の通りです。期限内に消化されなかった年次有給休暇は、労働者の同意があれば、翌年に繰り越すことができ、その延期された年度内または雇用の終了時まで消化されなかった日数については、雇用者は賃金として支給しなくてはなりません。

さらに、労働者は労基法と施行細則に定められた台湾の祝日についても有給の休暇が与えられます。現在、台湾には年に16日の祝日があり（図表4を参照）、ほとんどの一般事業会社は行政院人事行政局が公表する公的機関・学校向けのカレンダーに従っています。

図表3：年次有給休暇

勤続年数	休暇日数
6か月以上1年未満	3日
1年以上2年未満	7日
2年以上3年未満	10日
3年以上5年未満	14日
5年以上10年未満	15日
10年以上*	16日～30日

*10年以上の勤続者には30日に達するまで1年ごとに1日追加される。

図表4：国定休暇

休暇名	日付
中華民国開国記念日	1月1日
旧曆大晦日前日	旧曆の大晦日の前日
旧曆大晦日	旧曆の大晦日
春節	旧曆1月1日から3日
和平記念日	2月28日
児童節	4月4日
民族掃墓節	旧曆清明節の日
労働節	5月1日
端午節	旧曆5月5日
中秋節	旧曆8月15日
孔子誕生記念日(教師節)	9月28日
国慶日	10月10日
台湾光復・金門古寧頭戦役記念日	10月25日
行憲記念日(憲法施行記念日)	12月25日

普通傷病休暇とその他の休暇

入院を伴わない疾病および怪我の場合は1年に30日まで、入院を伴う場合は1年まで給与半額で疾病休暇を取得できます。傷病休暇は、2年間で12か月が上限です。女性労働者は生理により仕事に困難がある場合、毎月生理休暇を1日取得することができます。年間の生理休暇取得日数が3日を超えない場合は、普通傷病休暇とは別に計算されます。3日を超える分は普通傷病休暇として計算されます。

さらに労働者は以下のような特別な状況がある場合、有給もしくは無休で休暇を取得する事ができます。通常通りに賃金が支払われる休暇には、結婚休暇(8日)、忌引休暇(続柄により3～8日)、その他法律上認められている休暇(例：兵役)があります。そのほか、労働者は無給で年間最大14日間の自己都合休暇の取得が可能です。

出産休暇および保育

妊娠中の労働者は7日間の有給出産前検診休暇、および8週間の有給出産休暇の取得が可能で、雇用期間が6か月未満の場合には支給額は半額となります。配偶者は有給出産前検診付き添い休暇と有給出産付き添い休暇の合計で、7日間の休暇取得が可能です。また、勤続半年以上の従業員は子供が3歳になるまでの間に最長で2年まで無給育児休暇を取得する事ができます。

性別就業平等法では授乳時間および保育措置についても定められています。100人以上の労働者がいる雇用者は保育施設の設置あるいは適切な保育サービスの提供が要求されています。2歳以下の乳児を持つ女性労働者には1日に60分まで、そして残業を1時間以上するときは、追加で30分の授乳（搾乳）のための休憩が認められます。

差別の禁止

就業服務法は職場での差別禁止について、多くの規定を定めています。性別または性的指向に基づく雇用のあらゆる側面での差別の禁止は性別平等就業法に定められていましたが、同法が2023年に性別就業平等法と名称変更され、セクシャルハラスメント防止についての規制が強化されました。具体的には、従来より30人以上の従業員を雇用する雇用主は、セクシャルハラスメントの防止、申立および懲戒の規則を定め、職場に掲示・公開する義務が課せられていましたが、今回の改正で新たに従業員10～29人の雇用主に対し、セクシャルハラスメントの申立方法を定め、職場に掲示・公開する義務が課せられました。

障害者権利保護法は障害者に対する差別を禁止しています。67人以上の労働者を雇用する民間企業の雇用者は、少なくとも1名以上または全従業員の少なくとも1%にあたる人数の障害者を雇用しなくてはなりません。雇用者がこの要求人数の雇用をしていない場合は、不足人数に対する月次最低賃金額を地域の障害者雇用基金へ拠出することが義務づけられています。

従業員の個人情報保護

台湾での個人データの収集と使用については、主に個人資料保護法に規定されており、従業員の個人情報の収集、処理そして利用は、特定の目的のみに限定されています。また従業員の個人データ収集に先立って、雇用者は当該従業員にその使用目的と個人資料保護法上の権利について通知しなくてはなりません。

従業員は雇用者が所有する本人の個人情報のコピーを取得する権利を有します。一般的に、雇用者は情報を保持する特定の目的が存在するか、保持期間が有効な場合に限って従業員の個人情報を保持する事ができます。個人資料保護法により、雇用者が従業員の個人情報保護を怠るとペナルティが科される可能性があります。

健康と安全の義務

職業安全衛生法は一部例外を除く全業種と全従業員に適用され、雇用者が安全な職場環境を提供できるように様々な義務を課しています。雇用者は自社の規模や特性に応じて安全衛生管理計画を策定し、安全衛生の管理を実行する必要があります。

過労文化への打開策として、職業安全衛生法は雇用者に慢性的な過労や従業員による長期の反復作業に対する予防措置をとるように要求しています。50人以上の労働者を有する会社は、例えば従業員の健康管理および健康増進を実施する医療スタッフを、契約もしくは雇用する必要があります。

社会保険料

台湾の社会保障制度にはさまざまなものがありますが、主なものは労働者保険（就業保険を含む）と全民健康保険です。雇用者と被雇用者は給与に基づき、これらの強制加入の制度においてそれぞれ拠出が求められます。

労働者保険・就業保険

一般的に、5人以上の従業員がいる組織は労働者保険条例に基づき、労働者保険の普通事故保険への加入が必要ですが、より小規模な組織でも任意加入が可能です。業務上・非業務上の傷病に対する給付金を提供しており、病気、怪我、障害、老年、死亡に対する給付があります。

労働者保険の保険料は標準報酬月額（最高NT\$45,800）に基づき計算され、現在の保険料率は11.5%です。また雇用者、従業員、政府がそれぞれ保険料の70%、20%、10%を負担します。

さらに、従来は労働者保険条例の中に定められていた職業災害保険とその他の労働災害関係における職業上の危険、災害補償、リハビリテーションに関する法律が統合され、新たに労働職業災害保険及び保護法が2021年4月に公布されました。これにより、台湾のすべての労働者に強制加入の範囲が拡大されました。雇用者は職業災害保険料として、業種に応じ被雇用者の月給の0.11%から0.93%の保険料を支払う必要があります。

就業保険は自己都合退職以外の失業者を給付対象としています。保険料は現在1%に設定されており、雇用者70%、従業員20%、政府10%の割合で負担します。これらの保険料は同時に徴収されます。

全民健康保険

全民健康保険制度は歯科や眼科を含む入院、外来患者に対し、包括的で普遍的なケアを提供しています。雇用者は従業員とその扶養家族のために保険料を支払う義務があります。

全民健康保険の通常保険料は、従業員の毎月の標準報酬月額（最高NT\$313,000）の5.17%（2025年1月1日より）に設定されています。保険料は、雇用者60%、従業員30%、政府10%の割合で負担されます。従業員は3人を上限として扶養家族1人につき通常保険料と同額を追加納付し、雇用者は従業員の扶養家族の人数に関わりなく、通常保険料の1.56倍（2024年1月1日より）の保険料を納付します。

さらに、被保険者が特定の収入を得た場合には、基本保険料に加えて2.11%の補足的全民健康保険保険料が徴収されます（第二世代保険料）。また、給与総額が被保険者の標準報酬月額を超えて支払われた場合、雇用者は超過額に対して2.11%を納付しなくてはなりません。

図表 5：労働者保険および就業保険料の計算

月額保険料の計算	従業員負担	雇用者負担	政府負担
最高標準報酬月額に基づく # 保険料負担額	$45,800 \times 12.5\% \times 20\%$ NT\$1,145	$45,800 \times 12.5\% \times 70\%$ NT\$4,008	$45,800 \times 12.5\% \times 10\%$ NT\$527

最高NT\$45,800までの給与等級の表に従って、被保険者の月給に基づいて計算

図表 6：全民健康保険保険料の計算

月額保険料の計算	従業員負担 *1	雇用者負担 *2	政府負担
最高標準報酬月額に基づく # 保険料負担額	$313,000 \times 5.17\% \times 30\% \times 1$ NT\$4,855	$313,000 \times 5.17\% \times 60\% \times (1+0.56)$ NT\$15,146	$313,000 \times 5.17\% \times 10\% \times 1.56$ NT\$2,524

最高NT\$313,000までの給与等級表に従って、被保険者の月給に基づいて計算

*1 被保険者の従業員に扶養家族がいる場合は、 $313,000 \times 5.17\% \times 30\% \times (1 + \text{被扶養者数})$ で計算する。扶養家族は実際の人数とするが、3人を上限とする。

*2 扶養家族の実際の人数にかかわらず、雇用者は平均被扶養者数の0.56を足して計算する。

退職給付制度

労働者は、労働者保険条例に基づいて給付される老年給付金に加え、労働基準法による旧退職金制度（旧制度）、もしくは2005年7月から施行されている労働者退職金条例に基づく新退職金制度（新制度）による退職金給付のどちらかを受給する権利があります。現在、ほとんどの台湾人労働者は新制度に加入しています。

なお、台湾では法定退職年齢が65歳と規定されていますが、労働基準法が2024年7月に改正され、法定退職年齢である65歳に達した労働者も希望すれば雇用主との合意のもとで働き続けることができるようになりました。また、その場合、65歳に達した後も働き続けることに同意した従業員に対し、雇用主が賃金の引き下げなどの『不利な労働条件』を課すことは許されないと規定されています。

旧制度の退職給付

労働者退職金条例が適用されない労働者は、労働基準法による確定給付型の退職金制度が適用されます。雇用者は毎月、台湾銀行の専用の退職金口座に賃金月額額の2%から15%の範囲で拠出をしなければなりません。なお、口座の所有者は雇用者で、その運営は会社が設立した労働者退職準備金監督委員会が担当します。法律上

の受給要件を満たした労働者が退職し受給請求をした際には、雇用者は当該口座内の積立金から給付する事ができます。

退職金受給資格は、55歳以上で勤続15年以上、60歳以上で勤続10年以上、勤続25年以上のいずれかになります。退職給付額は、勤続15年までは勤続1年あたり平均給与相当額の2か月分で計算し、それ以降は勤続1年ごとに1か月分を加算し、上限は45か月分となっています。

新制度の退職給付

労働者退職金条例の退職金制度は確定拠出型であり、雇用者は少なくとも従業員の賃金月額額の6%を労働保険局が管理している労働者個人名義の退職金口座に拠出する必要があります。さらに従業員も月給の6%を上限として任意拠出が可能であり、この分は税務上、所得から控除する事が可能です。

新制度に加入した労働者は60歳以上になると給付を受けることができます。勤続15年以上の労働者は毎月の給付を受けることができ、勤続15年未満の労働者は、個々の口座の元本および分配金を一括払いで受け取ることができます。

新制度は台湾人のほかにも、台湾人の外国人配偶者や台湾の永久居留資格を有する外国人にも適用されます。

図表7：新旧退職金制度比較

	旧制度	新制度
法的根拠	労働基準法	労働者退職金条例
積立額	賃金月額額の2%～15%を毎月拠出	雇用者は賃金月額額の6%以上を労働者名義の口座に毎月拠出。本人も賃金月額額の6%以内で任意拠出可能
勤務年数の計算方法	同一の雇用者の下での勤務年数	退職金の積み立て年数で、同一雇用者に制限されない
受給要件	労働者側からの希望退職 (1) 勤続15年以上、満55歳 (2) 勤続25年以上 (3) 勤続10年以上、満60歳 2. 雇用者側からの強制退職 (1) 満65歳 (2) 心神喪失または身体障害のため担当業務を遂行不能	退職済かどうかにかかわらず、満60歳になった時点で、雇用者を通さず、本人が労働者保険局へ申請 勤続年数15年未満の者は一時金を受給、15年以上の者は月払いあるいは一時金かを選択して受給
給付標準	退職前6か月間の平均賃金月額×基数 (15年目まで勤務年数1年につき2基数/年、16年目以降勤務年数1年につき1基数/年、最高45基数)	個人別退職金専用口座の元本および運用収益累計額
給付方法	一時金で支給	勤続年数15年未満の者は一時金を受給、15年以上の者は月払いあるいは一時金かを選択して受給
退職(準備)金専用口座名義	雇用者	労働者

出典：労働者保険局ウェブサイト (www.bli.gov.tw)

解雇と解雇手当

台湾では従業員を解雇できる条件は限られています。労働基準法では、法律上認められる解雇事由を明確に規定しており、その事由による解雇でも、雇用者は従業員に事前通知を行い、解雇金を支払う必要があります。法律上確立された解雇手続きを踏まない限り、従業員の解雇は認められません。

予告が必要な解雇

雇用者は、営業損失、事業縮小、不可抗力による1か月を超える事業中断、事業の性質の変化により、やむを得ず人員を削減する場合であって、労働者を他の職務に配置転換する事が出来ず、または当該労働者がその他の業務を引き受ける能力がない時は、事前通知またはこれに代わる支払いによって合法的に従業員を解雇する事ができます。

雇用者は定められた期限までに事前通知をする必要があります。その期限は、従業員の勤続勤務年数により異なります。勤続3か月以上1年未満で10日前、1年以上3年未満で20日前、3年以上で30日前です。また、解雇通知行ったら後、雇用者は従業員に再就職のための週2日間の有給休暇を与えなくてはなりません。

法律上要求される解雇手当の計算方法は、当該従業員が加入している退職金制度により異なります。「旧制度」が適用される従業員に対しては、勤続1年ごとに1か月分の平均賃金額が支払われ、上限はありません。一方「新制度」が適用される従業員に対しては、原則として勤続1年ごとに1か月分の平均賃金額の半額となり、その総額は平均賃金月額額の6倍を上限とします。

予告が必要ない解雇

雇用者は、雇用時の虚偽申告、明らかな法令違反や暴力行為、懲役刑、会社の就業規則からの著しい逸脱、会社財産の損壊、守秘義務違反、休暇以外の不当な職場離脱の事由があるときは、通知や解雇手当なしで解雇する事が出来ます。

大量解雇

雇用者が大量解雇を行う場合には大量解雇労働者保護法に基づき実施する必要があります。同法は、労働者を手続き的に保護し、給与未払いのまま事業閉鎖や大量解雇をする雇用者への制裁について定めています。同法の適用対象は、下表のとおりです。

図表 8：大量解雇の適用対象

雇用されている労働者数	解雇対象労働者数	解雇実施期間
30人未満（同一事業所）	10人以上	60日以内
30人～199人（同一事業所）	20人以上	1日
	1/3以上	60日以内
200人～499人（同一事業所）	50人以上	1日
	1/4以上	60日以内
500人以上（同一事業所）	80人以上	1日
	1/5以上	60日以内
全ての事業所合計	100人以上	1日
	200人以上	60日以内

大量解雇に該当する場合、雇用者は少なくとも大量解雇予定日の60日前までに地域の労働管轄官庁と関連する組織および労働者に通知しなくてはなりません。関連する組織および労働者に関しては、労働組合がある場合はまず労働組合、次いで労使組合の従業員代表、最後に従業員本人に通知しなければなりません。60日の期間中の最初の10日以内に雇用者と従業員代表との間で解雇条件について協議しなければなりません。

労使関係と労働組合

台湾の法律は労働者の組合加入、ストライキ、雇用者との団体交渉の権利を保護しています。職場に労働組合を有することは必須ではありませんが、企業は労使会議を行わなくてはなりません。その目的は関連する労働問題について討論し、交渉するために定期会議を行う事で、労使間の調整と協力を促進することにあります。

労働組合

ほとんどの労働者が労働組合法により、組合を結成し、加入する権利を有しています。同法は企業単位、業種単位、または専門職種単位の3種類の組合を認めています。また、組合員や、労働組合への加入、組合の形成、参加を意図する労働者に対する不当な処遇や妨害は禁じられています。同法は2022年11月に改正され、従業員が労働組合に加入したり、労働組合関連の活動に参加することを拒否する雇用主に対する罰金が3倍に引き上げられました。

台湾では2024年末において5,838の労働組合があり、340万3千人の組合員が所属しており、これは労働者総数の約33%にあたります。しかし、欧米の労働組合と異なり、台湾の労働組合は伝統的に団体交渉力を行使してきていません。多くの組合は、個人事業主が社会保障制度に加入する目的で組織されています。

団体交渉

団体協約法は組合と雇用者との間の団体交渉における権利義務を定めています。雇用者は団体交渉に誠実に応じる義務を負いますが、協約の締結は法的義務ではありません。雇用主（経営者または法人組織の雇用者組織が代表）および公式に認められた労働組合のみが、交渉のテーブルにつく資格を有します。

実務上、台湾での団体交渉は企業単位で行われ、ほとんど大企業に限られています。協約の対象となる労働者の割合は少なく、雇用者は一般的に労働市場と一致するように賃金を設定し雇用条件を定めます。2024年末時点で台湾における労働協約の数は919件となっています。

労働紛争の解決

台湾の労働争議は労使争議処理法により行わなくてはならず、権利事項に関する争議と調整事項に関する争議に分類されます。同法は労働争議の調停および仲裁の仕組みを定めています。労働争議が発生した場合、当事者自らによる交渉、民事裁判の活用、地方管轄当局への調停申し立てなどの手段があります。

2020年1月1日から労働争議の法的手続きの合理化と、裁判手続きの効率性と公正性の促進のために新たに労働事件法が施行されており、労働調停と労働訴訟の両方において、労使間の労働争議がより迅速に解決されるメカニズムを提供しています。

外国人の雇用

外国人が台湾で就労と滞在をするためには、いくつかの例外を除いて、必要に応じて就労許可と適切なビザと居留許可を取得する必要があります。就労服務法は台湾における外国人の雇用について規定しており、労働部労働力発展署が就労許可の手続きおよび発行を管轄しています。

雇用基準

台湾での就労を希望する外国人と雇用者は双方とも雇用のための一定の条件を満たす必要があります。現行法の下では、外国人専門人材は一般的に大学の学位を有し、かつ関連職種の就業経験が少なくとも2年以上、そしてNT\$47,971以上の月給が支払われる必要があります。

また、台湾現地法人や支店で外国人専門人材を雇用したい場合、年間売上高がNT\$1,000万以上、または年間手数料収入がUS\$40万以上、または実際の年間輸出入がUS\$100万以上、のいずれかを満たす必要があります。ただし、設立後1年未満の場合は、登録資本金ないしは登録運営資金がNT\$500万以上であれば、上記基準を満たさずとも外国人の雇用が可能です。

就労許可と居留

外国人の雇用するためには、雇用者は労働力発展署へ就労許可を申請しなければなりません。就労許可は、最大3年間の有効期限で発行され、雇用者は必要に応じて延長を申請することができます。就労許可の申請手続きに要する期間は、必要な書類の作成から就労許可証の発行完了まで全体で1か月程度です。

外国人従業員はその後、就労許可の条件と在留期間に応じて停留ビザまたは居留ビザを申請する必要があります。6か月超の期間の居留ビザを付与された外国人は、移民局に申請して外国人居留証（ARC）を取得する必要があります。居留証取得完了までの所用期間は10営業日程度です。

外国人材獲得のための新しい措置

台湾の雇用者は雇用と人材不足に直面しており、政府は最近、移民規則の改訂を行い、外国人材獲得のための新しい法的枠組みを検討し続けています。2018年に施行された外国専門人材招へいおよび雇用法は、より多くの外国人専門家を台湾に呼び寄せるためのいくつかの措置を講じています。特定専門人材には就労、ビザそして居留ルールの緩和や税務、保険、退職給付の優遇があります。就業ゴールドカードは台湾での求職、就労や転職の自由度が高いものとなっています。同法は2021年7月に改正され、台湾における外国人ホワイトカラー労働者の募集と定着を促進するためのより包括的な法的枠組みを提供するようになりました。主な改正ポイントは、外国人専門家の範囲の拡大、独立および付帯居住に関する規定の緩和、社会保障および税制上の優遇の拡充です。

また、2025年1月1日から、仕事をしながら台湾に短期滞在しようとする世界中のリモートワーカーやフリーランサー向けに1回につき最長6か月を期限としたデジタルノマドビザの発給を開始しました。

第3章 会計・監査

規制の枠組み	21
財務報告基準	21
監査要件	22
監査人の責任	22
コーポレートガバナンス	25



台湾でビジネスを行う上では、現地の会社法を遵守し、また、台湾版 IFRS (T-IFRS) または T-IFRS を簡素化した台湾企業会計原則 (EAS) に準拠し、会計記録の保管や財務諸表の作成を行う必要があります。本章では、会計、財務報告、監査およびコーポレートガバナンスについての法的要件について取り上げます。

規制の枠組み

台湾の営業登記法や会社法に基づき設立された営利事業者の会計は、商業会計法に準拠する必要があります。商業会計法は維持されるべき会計記録の保管と財務諸表の開示を規定しています。会社法および会社法関連規則には、すべての会社の財務報告や監査要件が定められ、証券取引法および証券取引所規則には、上場会社を含む公開会社に対する追加の報告および開示義務が規定されています。

金融機関や公開会社の主な管轄官庁は金融監督管理委員会 (FSC) であり、金融市場を監督するとともに、財務報告に関する規則を制定しています。また、台湾の会計基準の制定主体である会計研究発展基金会 (ARDF) により制定された会計基準や監査基準を承認します。経済部 (MOEA) は非公開会社の管轄官庁になります。

また、FSC は会計士法により会計士の専門的業務や監査人の業務の監督機関であり、会計士法に基づく法定監査の監督機関になります。現在、FSC は監査人の監督や監査の品質検査機能を証券先物局の会計監査部に権限を移譲しています。台湾を拠点とする会計事務所の検査に関して、FSC は、米国の公開会社会計監督委員会 (PCAOB) と協定を結んでいます。さらに、欧州連合は台湾の監査人の監督体制は、欧州連合での監督体制と同等のものと認識しています。

財務報告基準

台湾のすべての公開会社および金融機関は、国際会計基準審議会 (IASB) により設定されたすべての国際会計基準および解釈指針を ARDF が中国語繁体字に翻訳し、FSC が承認した基準、すなわち台湾版 IFRS または T-IFRS に準拠して財務諸表を作成し開示する必要があります。台湾外でも株式の売買が行われる台湾会社においては、IASB が発行した完全版 IFRS を採用することが認められますが、その場合においても T-IFRS との差異内容を開示することが求められます。同時に、台湾での外国証券発行会社は T-IFRS、完全版 IFRS、もしくは米国会計基準に準拠し財務諸表を作成することができますが、T-IFRS との差異内容を開示する必要があります。

証券取引法の適用を受けず、また、FSC の監督を受けない非公開会社は、経済部による監督を受けますが、FSC に承認された T-IFRS もしくは ARDF が制定した台湾企業会計準則 (EAS) のどちらかを採用しなくてはなりません。企業会計準則は 2016 年に導入されたものですが、その実質は IFRS の財務報告の要求事項を簡素化したものであるといえます。

監査要件

すべての公開会社のほか一定規模に達する会社は、会計士による年度財務諸表の監査が法律上要求されています。それに加えて、一定の要件を満たす会社は、会計士による法人税申告書の税務監査も受ける必要があります。また、会社新設時や資本金増減資時においては、会計士による資本金確認の保証と報告書も求められます。

財務監査

以前は、資本金 NT\$3,000 万以上以上の会社についてのみ会計士による財務監査を受ける必要がありました。2019 年 1 月 1 日以降は、会社法の改正により資本金 NT \$3,000 万未満の非公開会社であっても従業員が 100 名以上、もしくは年度の営業収入が NT\$1 億を超える場合も財務監査を受けなければならなくなりました。

すべての公開会社と金融機関は、登録された会計事務所による財務監査を受ける必要があります。さらに上場会社は会計年度終了から 3 か月以内に外部監査人による監査済みの年次財務報告書を公開する必要があります。一方、非公開会社は財務諸表の公開や届出は求められませんが、経済部が要求した場合は査閲可能なように備えておく必要があります。

税務監査

公開会社や金融機関、年度の営業収入と営業外収入の合計が NT\$1 億を超える会社などの一定の会社については、法人税申告書について会計士による税務監査が求められます。税務監査においては、会計士が会社が算定・申告する税務申告書がすべての適用される規定に準拠しているかどうかについて検証し、税務監査報告書を管轄の税務署に提出します。

監査人の責任

台湾では法定財務監査は登録された会計事務所により、「会計士による財務諸表の監査・保証に関する規則」および ARDF により制定された監査基準に基づき実施されます。現在の台湾の監査基準の大部分は国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が発行した国際監査基準に準拠しています。

監査人の独立性は監査における誠実性の鍵となります。監査人が監査を行う会社の取締役や幹部となることや、監査対象会社と直接的・間接的に利害関係を持つことは禁止されています。現在、台湾において監査担当会計事務所のローテーションの義務はありませんが、上場会社の監査においては監査責任者は 7 年での交替と交替後最低 2 年関与できないことが義務付けられています。公開会社の年次財務諸表には同じ会計事務所所属の 2 名の会計士が保証する必要があり、当該 2 名の氏名は監査報告書に表記されます。

監査品質向上に向けた取り組みの一環として、監査委員会による監査人の評価および選定に資するため、FSC は 2021 年に監査品質指標 (AQI) に係る開示フレームワークを導入しました。そこで、まずは四大会計事務所に対し、2023 年度以降の財務監査報告から、担当する上場企業の監査委員会に対して AQI 情報を每期提供することが求められました。そのうえで、FSC は四大会計事務所と上場企業による取り組み実施状況を評価し、その他の会社への適用拡大を検討しています。

監査報告書は、監査プロセスにおける最後の成果物であり、無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見、意見不表明のいずれかになります。無限定適正意見以外の意見を表明する場合は、監査報告書にその理由を明記することが必要です。また、より適切で有益な情報を提供することを目的として IAASB が 2015 年に発行した新しい監査報告基準が台湾では採用されています。

次に新しい監査報告書を例示しています。監査人の意見は報告書の第一段落に表明され、続いて監査の過程で発見した監査上の主要な検討事項の説明、それらに対して採用された監査手続の説明が続き、そのあとで監査における監査人および会社の経営者それぞれの責任についての説明が記載されています。

図 9: 独立監査人の監査報告書例

ABC 株式会社 取締役会および株主御中

監査意見

私たちは、20XX 年および 20YY 年 12 月 31 日現在の財政状態計算書、同日をもって終了する会計年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約が含まれる財務諸表に対する注記から構成されている ABC 株式会社（以下、「ABC 社」という。）の財務諸表の監査を行った。

私たちは、添付の財務諸表が、我が国の金融監督管理委員会により承認された証券発行者財務報告編成準則、国際財務報告基準 (IFRS)、国際会計基準 (IAS)、国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針、解釈指針委員会 (SIC) 解釈指針等に準拠して、ABC 社の 20XX 年および 20YY 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、会計士財務諸表監査規則、および我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。これらの規則および基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、我が国における会計士に関する職業倫理規程に基づき ABC 社に対して独立性を保持しており、また、当該規程で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な事項とは、20XX 年 12 月 31 日に終了する会計年度の ABC 社の財務諸表監査において監査人の職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表監査の過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当年度の ABC 社の財務諸表における監査上の主要な検討事項は以下の通りである。

監査上の主要な事項の表題

詳細

監査における当該事項への対応

財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任

経営者は、我が国の金融監督管理委員会により承認された証券発行者財務報告編成準則、IFRS、IAS、IFRIC、SIC に準拠して財務諸表を作成し適正に表示する責任がある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会を含む統治責任者は、会社の財務報告プロセスの監視を行う責任を負っている。

財務諸表監査に対する監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を発行し、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し以下を行う。

1. 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な記録の除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
2. 監査に関連する内部統制を理解し状況に応じて適切な監査手続を立案する。ただし、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
3. 経営者が採用した会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
4. 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
5. 関連する注記を含めた全体としての財務諸表の表示、構成および内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
6. 財務諸表に対する意見を表明するため、会社内の企業及び事業活動の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。私たちは、監査に関する指示、監督及び実施について責任がある。私たちは、単独で監査意見に対して責任を負う。

私たちは、統治責任者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

また、私たちは、統治責任者に対して、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守している旨、ならびに独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、および阻害要因を除去・軽減するためにセーフガードを講じている場合にはその内容について報告を行う。

私たちは、統治責任者と協議した事項のうち、20XX年12月31日に終了する年度の財務諸表監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定する。私たちは、これらの事項を監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

コーポレートガバナンス

台湾では、近年、コーポレートガバナンス制度の積極的な改善措置を講じています。FSCは2013年に、独立取締役や監査委員会の設置義務化を含むコーポレートガバナンス規程や実務規範の改善のための5年間のロードマップを公表しました。更なる継続的な取り組みとして、2018年には取締役会を支援するためのコーポレートガバナンスの専門家制度の導入、2020年にはサステナビリティ報告に重点を置いたうえで、取締役会の強化、情報の透明性向上、利害関係者とのコミュニケーションの拡大、責任ある投資の奨励、コーポレートガバナンス文化の定着を含む改善策を公表しました。これらの取り組みにより、政治的立場を超えた一貫性のある健全なコーポレートガバナンス文化への支持や規制強化が評価され、2023年12月に公表されたCG Watch 2023 ランキングでは、12カ国・地域の市場のうち、台湾は第4位(2020年)から第3位に順位を上げました。

台湾では、国内企業に対するコーポレートガバナンスに関する基準は、会社法や証券取引法のみならず、証券取引所上場規則や実務規範にも規定されます。企業におけるコーポレートガバナンス文化の改善を促進するため、台湾証券取引所のコーポレートガバナンスセンターはすべての上場企業に対しコーポレートガバナンス評価を毎年行っており、2014年の評価制度の導入以降、定量データの著しい進歩が確認できます。

独立取締役

独立取締役の強制設置は2013年よりはじまり、現在ではすべての上場会社および興櫃市場登録会社に適用されており、取締役会の機能強化および株主利益保護のため2名以上かつ取締役総数の5分の1以上の独立取締役を指名しなくてはなりません。

監査委員会

2013年から一部公開会社において監査委員会設置が強制となり、現在ではすべての上場会社および興櫃市場登録会社に強制されています。監査委員会は少なくとも3名の独立取締役が含まれ、独立取締役のうち少なくとも1名は会計もしくは財務の専門家である必要があります。監査委員会の主な役割は、会社の内部統制制度や財務諸表のレビューを行うことにあります。

サステナビリティ報告書

近年、環境、社会、企業統治への配慮を重視した投資（ESG投資）が重要視され、それに伴い、企業のサステナビリティ報告の要請が増加しています。2015年には一部の上場企業に対して年次での企業の社会的責任（CSR）に関する報告書の作成、2022年にはサステナビリティ報告書へ名称が変更されるとともに台湾会計士による保証が導入されました。その後対象範囲が拡大され、2024年分からはすべての上場会社および興櫃市場登録会社にサステナビリティ報告書の作成及び公開義務が課せられています。

サステナビリティ報告書では、グローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）基準に準拠したうえで、持続可能な開発に関連する環境、社会的影響およびその他コーポレートガバナンス上の諸問題に関する様々な非財務情報の開示が要請されます。そのような情報は、独立した第三者の保証・検証、または認定を受けることとなります。サステナビリティ報告書の提出期限は、原則として毎年8月末です。

また、FSCは温室効果ガスの排出量の開示義務を段階的に導入しています。まず、2023年に温室効果ガスを多量に排出する鉄鋼・セメント産業および資本金がNT\$100万~の上場企業から開示義務が課され、2025年にはそれらの子会社および資本金NT\$50億~100億の上場会社に、また2026年にはそれらの子会社および資本金NT\$50億以下の上場会社にさらに範囲が拡大され、2027年からは資本金NT\$50億以下の上場会社の子会社も対象となり、全上場会社が連結ベースで温室効果ガス排出量を毎年開示することとなります。そして上記開示義務の段階的導入につれて2024年から2029年に段階的に第三者保証の取得が義務付けられました。

さらに、FSCは、IFRS財団傘下の国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）が発行した、サステナビリティ開示基準IFRS S1とS2を段階的に導入することを決定しました。資本金NT\$100億以上、NT\$50億以上、NT\$50億未満の3段階に分けてそれぞれ2026年、2027年、2028年のサステナビリティ情報の報告を翌3月末までに行う必要があります。



第4章 法人税

法人税	29
課税所得の決定	30
源泉税	31
二重課税の排除	32
移転価格税制	35
その他の租税回避防止規定	36
租税優遇措置	36
税務管理	37



本章では、台湾における企業の直接税についての概要を説明します。ここでの情報はPwC台湾からの年次のTaiwan Pocket Tax Book（英語；www.pwc.tw/en/publications.html）もしくは月次の台湾税務アップデート（日本語；www.pwc.tw/ja.html）に基づいています。

法人税

台湾にて業務上の活動をしている会社やその他の事業体には、所得税法やその他の規則により免除されない限り、営利事業所得税（いわゆる法人税）が課されます。会社の税務上の居住形態によって、課される法人税の課税方法や税率が決まります。居住形態は、事業体が登記されている場所や本社の所在地に基づきます。

法人税における居住性

外国企業の現地法人を含め、台湾において設立された会社や本社機能が台湾にある会社は台湾税務上の居住者とみなされます。税務上の居住者は、全世界所得が法人税の課税対象となりますが、国外源泉所得に対し国外にて納付した税額については、外国税額控除が可能です。

居住者以外の会社は非居住者であり、台湾に固定的営業場所（支店など）を有していたり、台湾に営業代理人を有していても、台湾外で設立された会社はすべて非居住者に分類されます。非居住者は台湾源泉所得のみに対し法人税が課され、適用される税率は居住者の法人に対するものと同じです。

居住者は自ら申告納税を行います。一方の非居住者については、台湾に固定的営業場所や営業代理人を有する企業は、当該固定的営業場所ないしは営業代理人が申告納税を行います。台湾に固定的営業場所や営業代理人を有さない非居住者については、その台湾源泉所得に対して源泉税が課されます。源泉税の適用税率は所得の性質により異なり、また所得の受領者の所在国と台湾との間に租税協定が締結されている場合、軽減できる可能性があります。

台湾に物理的な拠点のない外国のEコマース業者が国境を越えて台湾の顧客（個人、法人）に電子的サービスを提供する場合は、そのサービスからの所得は台湾源泉所得であり、法人税が課されます。

法人税率

台湾の法人税率は現在一律20%であり、年間の課税所得がNT\$12万を超える会社に課されます。ただし、法人税額は、課税最低限度額を超える金額の半分を上限とします。

図表 10：法人税率

課税所得	税率
NT\$12万未満	0%
NT\$12万以上	20%

代替ミニマムタックス税制

台湾では一定の条件に当てはまる会社に対し、所得基本税額条例に基づいて代替ミニマムタックスが課される場合があります。代替ミニマムタックスは、免税所得を一定額得ていたり、年間の基本所得額（すなわち、通常の課税所得額に一定の加算対象所得を加算した合計金額）がNT\$50万を超える、すべての居住者企業及び台湾に固定的営業場所もしくは営業代理人を有する非居住者企業に適用されます。

納税者は、通常の法人税額と代替ミニマムタックスのいずれか高い方を納付します。代替ミニマムタックスは、企業の年間の基本所得額からNT\$50万を控除した金額に対し、一定の税率を乗じて計算されます。基本所得額の計算における加算対象所得としては、免税となった所得、有価証券取引や商品先物取引による免税のキャピタルゲイン、および国際業務に従事する銀行の免税所得があります。税率については、現状12%に設定されていますが、OECDのBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト2.0の第二の柱であるグローバルミニマム課税制度を受けて、大規模多国籍企業（直近事業年度のうち少なくとも2年間の連結年間収益が€7億5千万以上の多国籍グループの台湾における会社）には2025年度より15%を適用する方向で検討されています。

未処分利益課税

毎期の税引後利益については、翌年度中に配当されない場合は5%の未処分利益課税が課されます。かつては非居住者株主の受取配当金に対する源泉税と支払済の未処分利益課税を相殺する制度がありましたが、この相殺する制度は廃止されました。なお、非居住者の台湾支店については、未処分利益課税の対象とはなりません。

居住者企業の課税所得

台湾の居住者企業は、総収入から原価、費用、損失を差引いた純利益に対し課税されます。一定の免税項目を除き、国内源泉、国外源泉を問わずすべての所得に対し法人税が課されます。企業の課税所得は、会計上の利益に対して免税項目、損金不算入項目、繰越欠損金などの調整を行い決定されます。

非居住者企業の課税所得

非居住者企業は、台湾源泉所得のみ課税されます。所得税法第8条およびその関連ガイドラインである台湾源泉所得認定原則に、台湾源泉所得として認定される所得の種類と範囲が規定されています。また、事業所得やサービス収入など一定の台湾源泉所得については、関連する原価および費用（台湾内・台湾外発生問わず）を課税所得計算の際に控除することができます。その場合は、関連する証拠の準備が必要になります。

ただし、多くの場合、外国企業が台湾で損金算入のために国外で発生した原価や費用を立証するのは実務上困難です。これに対処するため、2019年9月に台湾源泉所得認定原則が改定され、台湾に固定的営業場所や営業代理人を有しない非居住者企業は事前の承認を得ることで、台湾源泉の事業所得やサービス報酬に対し、代替的にみなし利益率や国内の利益貢献率を適用して課税所得を算定することが可能になりました。

免税所得

税法に明記された一定の所得項目については、課税所得に含まれません。これらには有価証券取引や商品先物取引によるキャピタルゲイン、居住者企業が他の居住者企業から受領した配当金などが含まれます。なお、これらの免税所得に対応する原価や費用は損金不算入となります。

不動産売却益

不動産売却益に対する課税は2021年7月より施行されています。詳細については、「第6章 間接税及びその他の税金」を参照ください。

なお、2016年1月1日より前に購入し、2016年1月1日以降に売却された不動産については、従来の税制が適用され、建物部分の売却益にのみ法人税が課され、土地部分は所有期間中の公的評価額の増分に土地増値税が課されます。

受取配当金

居住者企業間における配当金については非課税であり、支払時に源泉徴収は不要であり、受取側も課税されません。一方、海外からの配当金は課税対象となりますが、海外での源泉税を負担した場合は外国税額控除を受けることができます。

個人、法人を問わず、非居住者株主に対して台湾企業から配当金を支払う際には源泉税が控除されます。海外への配当金支払についての源泉税率は21%ですが、株主の居住国によっては租税協定によって軽減税率を適用することができ、日本の株主への配当金支払いの場合は必要書類を提出し、日台租税協定の適用申請を行えば、10%の軽減税率を適用することが可能です。

統一發票と損金算入要件

台湾でのすべての営利事業者（ただし、月間の売上高がNT\$200,000を超過しない小規模事業者や一定の専門業務提供者を除く）は、商品やサービスの購買者に対し、統一發票を発行しなければなりません。一方、原価・費用の損金算入に関しては、支出の内容ごとに定められた証拠類が損金算入のために必要となります。台湾内の事業者からの商品やサービスの購買に関しては、原則として自社の統一番号が記載された統一發票がその損金算入の要件の一つとなっています。海外からの購買に関しては、請求書、輸入通関書類、送金証明書などの証拠が必要となります。

損金不算入項目

会社の事業運営に関連しない費用や損失は、税務上損金算入ができません。減価償却費や貸倒引当金などの、一定の見積り計上や引当計上が認められているものを除き、未実現の原価や損失は原則として税務上損金算入ができません。見積り費用や引当金については、帳簿に計上することが損金算入の必須条件となります。

繰越欠損金

損失が発生した年度とそれを控除に使う年度の両方において、会計帳簿が完備され、青色申告または台湾会計士の税務監査を受け、申告期限内に申告した場合には、査定された会社の損失を10年間繰り越して控除に用いることができます。なお、欠損金の繰戻し還付制度は存在しません。

特殊な税額計算方法

台湾に本社をもつ一定の要件を満たす海上運送会社は、船荷の総トン数により海上運送収入に対する税額を一括で計算するトン税システムを選択できます。申請が承認された場合は、10年間継続して適用しなければなりません。また、トン税システム採用の場合、欠損金の繰越控除および税務上の優遇措置は、適用対象外となります。

また、国際物流、建設請負、技術サービスの提供、または機械設備のリースを行う非居住者企業については、台湾源泉所得に関する原価や費用の算定や配分が困難である場合、税務当局から事前承認を得ることで収入総額の10%（国際物流）もしくは15%（その他の業種）を台湾源泉所得に対するみなし利益とすることができます。

また、台湾の顧客（個人法人は問わず）に対し、越境で電子サービスを提供する非居住者企業の台湾源泉所得については特別な規定が適用されます。電子サービス提供者のビジネスモデルや状況により、総収入から実際の原価や費用を控除、もしくは同業者標準利益率を適用し、さらに税務等当局の事前承認を得た台湾内利益貢献度を乗じて課税所得を計算します。

源泉税

法人税確定申告とは別に、企業が得る一定の種類の所得については、図11に記載の税率で源泉徴収されます。台湾の居住者企業や台湾に固定的営業場所または営業代理人を有する非居住者企業が法人税確定申告を行う際には、これらの源泉徴収税額は納付すべき税額からの控除項目となります。

台湾に固定的営業場所または営業代理人を有しない外国企業に対する居住者企業からの支払いについては、その所得に種類に応じた源泉税が課されます。なお、源泉税は原則として支払総額に対して課されますが、所得受領者である外国企業が収入獲得日から10年以内に台湾内に代理人を任命し、所得に対する発生原価や費用（証明書類により裏付けられる必要あり）を立証することで、課税対象となるべき所得額を再計算し、税金還付を申請することができます。

図表 11：各種所得の源泉税率

所得の種類	居住者個人 (%)	居住者企業 (%)	非居住者の個人や企業 (%)
配当	N/A	N/A	21
給与および賃金	5 ^(a)	N/A	18
コミッション	10	N/A ^(b)	20
賃貸料	10	N/A ^(b)	3 ^(c) ,20
利子	10	10	15,20 ^(d)
ロイヤルティ	10	N/A ^(b)	0,20 ^(e)
技術サービス料	10	N/A	0 ^(f) ,3 ^(g) ,20
賞金 / 報奨金 ^(h)	10,20	10,20	20
専門家報酬	10	N/A	20

注：

- a) 給与所得源泉徴収表に基づき源泉徴収を行うことも可能です。
- b) 居住者企業が統一発票を発行して受け取るコミッション、賃貸料およびロイヤルティは源泉する必要がありません。
- c) 税務当局から事前承認を得た場合、非居住者への機械設備の賃貸料については3%の税率を適用できます。
- d) 非居住者への短期手形、証券化商品、公社金融債および関連する買戻し取引から得られる利子については、15%が適用されます。その他の場合は、租税条約の適用がない限りすべて20%が適用されます。
- e) 管轄官庁の事前承認を得た場合、非居住者へのロイヤルティは源泉税が免除されます。
- f) 工場や発電所建設に関連し管轄官庁から事前承認を得た技術サービス料支払については、源泉税が免除されます。
- g) 税務当局から事前承認を得た場合、非居住者への技術サービス料については3%が適用できます。
- h) コンクールやゲームの賞金については、居住者には10%、非居住者には20%の源泉税率が適用されます。なお、政府主催の宝くじについては、NT\$5,000以下の賞金には源泉税は不要ですが、NT\$5,000を超える賞金については20%の源泉税が課されます。

二重課税の排除

すべての台湾居住者企業は、所得の発生場所を問わず全世界所得に対して課税されます。国外所得に対する二重課税を解消するために国外源泉所得のある会社は、台湾の納付すべき法人税から外国税額を控除できます。ただし、控除できる額は、その国外源泉所得に対する台湾での税額が限度となります。

租税協定

台湾は数か国と包括的な租税協定を締結しており、これらの租税協定は法人税、個人所得税を含み、国際租税条約モデルに準拠しています。台湾は、2024年末の時点で35の租税協定（図12参照）および13の国際運輸業所得の免除協定を締結しています。財政部はOECDモデル租税条約及び関連ガイダンスに基づき2021年に最

新のルールを公表し、租税協定の適用可否を判断するための主要目的テストや、恒久的施設を判断するための関連性・一貫性の概念等を採用しました。

台湾の租税協定の申請ガイドラインは、クロスボーダー取引の背後にある実態に重点を置いており、対象となる収入の実際の最終受益者のみ租税協定に基づく税制措置の恩恵を受けることができます。

配当金・利子・ロイヤルティに関する上限税率を適用することで税負担が軽減される場合には、租税協定を適用することで源泉税を上限税率まで軽減することができます。

また、台湾は他国との租税協定上、国際間の税務争議を解消するため、相互協議の適用の公式ガイダンスを設定しています。これは税務争議解決のOECD基準に準拠しています。

図表 12：租税協定に定められた源泉税率

国家	配当 (%)	利子 (%)	ロイヤルティ (%)
未締結国	21	15,20 ^(a)	0,20 ^(b)
オーストラリア	10,15 ^(c)	10	12.5
オーストリア	10	0,10 ^(d)	10
ベルギー	10	10	10
カナダ	10,15 ^(b)	0,10 ^(a)	10
チェコ	10	10	5,10 ^(u)
デンマーク	10	10	10
フランス	10	10	10
ガンビア	10	10	10
ドイツ	10,15 ^(e)	0,10,15 ^(f)	10
ハンガリー	10	10	10
インド	12.5	10	10
インドネシア	10	10	10
イスラエル	10	7,10 ^(g)	10
イタリア	10	10	10
日本	10	0,10 ^(f)	10
キリバス	10	10	10
韓国	10	10	10
ルクセンブルグ	10,15 ^(h)	0,10,15 ⁽ⁱ⁾	10
マケドニア	10	10	10
マレーシア	12.5	10	10
オランダ	10	10	10
ニュージーランド	15	10	10
パラグアイ	5	10	10
ポーランド	10	0,10 ^(s)	3,10 ^(t)
サウジアラビア	12.5	10	4,10 ^(v)
セネガル	10	15	12.5
シンガポール	40 ^(j)	未規定	15
スロバキア	10	10	5,10 ^(k)
南アフリカ	5,15 ^(l)	10	10
スワジランド (現エスワティニ)	10	10	10
スウェーデン	10	10	10
スイス	10,15 ^(m)	10	10
タイ	5,10 ⁽ⁿ⁾	0,10,15 ^(o)	10
イギリス	10	10	10
ベトナム	15	10	15

注：

- a) 非居住者に支払う短期手形、証券化商品、公社金融債の利子およびそれらの買い戻し取引から生じる利子は15%が適用されます。その他の場合は租税協定で減免されない限り20%が適用されます。
- b) 政府の事前承認が得られた場合、非居住者へのロイヤルティは源泉税が免除されます。その他の場合はすべて20%が適用されます。
- c) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が25%以上の会社（パートナーシップは除く）の場合は10%が適用されます。その他の場合は15%が適用されます。
- d) 相手国・地域で輸出促進を目的として承認された金融機関から提供され、保証され、または保険の引受けが行われた融資の利子および銀行間のすべての融資は0%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- e) 配当に関しては10%、ただし一定の不動産投資会社への配当に関しては15%が適用されます。
- f) 相手国・地域の公共機関に支払われる利子は0%が適用されます。また、不動産投資信託や不動産資産信託から受け取る利益は15%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- g) 銀行借入金の利子には7%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- h) 相手国・地域の集団投資ビークルであり、その領域の法人とみなされる受領者は15%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- i) 銀行間の融資の利子は0%が適用されます。相手国・地域の集団投資ビークルであり、その領域の法人とみなされる受領者は15%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- j) 配当の源泉となる所得に対する法人税および配当支払い時の源泉税の負担合計は、支払われる配当に対する課税所得の40%を限度とします。
- k) 工業、商業、科学設備の使用または使用権の対価として支払われるロイヤルティには5%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- l) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が10%以上の会社の場合は5%が適用されます。その他の場合は15%が適用されます。
- m) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が20%以上の会社（パートナーシップは除く）の場合は10%が適用されます。その他の場合は15%が適用されます。
- n) 配当を支払う会社に対する直接保有割合が25%以上の会社の場合は5%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- o) 相手国・地域の政府または中央銀行に支払う利子は0%が適用され、金融機関（保険会社を含む）が受取る利子は10%が適用されます。その他の場合は15%が適用されます。
- p) 配当を支払う会社に対する直接あるいは間接保有割合が20%以上の会社の場合は10%が適用されます。その他の場合は15%が適用されます。
- q) すべての利子に10%が適用されます。ただし、相手国・地域の公的機関に支払われる利子もしくは一定の機関から提供され、保証され、または付保された貸付金に関する利子は免税になります。
- r) すべての利子は10%が適用されます。ただし、相手国・地域の公的機関に支払われる利子もしくは政府系機関から保証され、付保され、または間接に融資された債権に関する利子は免税になります。
- s) すべての利子は10%が適用されます。ただし、相手国・地域の公的機関に支払われる利子もしくは一定の機関から提供され、保証され、または付保された貸付金に関する利子は免税になります。
- t) 工業、商業、科学設備の使用または使用権の対価として支払われるロイヤルティには3%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- u) 工業、商業、科学設備の使用または使用権の対価として支払われるロイヤルティには5%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。
- v) 工業、商業、科学設備の使用または使用権の対価として支払われるロイヤルティには4%が適用されます。その他の場合は10%が適用されます。

移転価格税制

台湾での移転価格税制は、関連者間取引に関する独立企業原則に基づいており、この法規はOECDの多国籍企業に関するガイドラインに準拠しています。一定の報告基準を満たした場合、年次の法人税確定申告書での関連当事者取引の開示や移転価格報告書の準備が求められます。

適用範囲および方法

移転価格監査準則においては関連者が定義されており、直接支配、間接支配および取締役会を通じての実質支配も含まれています。取引には有形資産と無形資産の移転および使用、役務の提供、資金融通、財政部により別途規定された取引が含まれます。なお、財政部は、OECDのBEPSプロジェクトに基づく国際基準により近づけるため、2020年に無形資産の移転、リスクの配分、比較可能性、罰則に係る詳細なガイダンスを追加しました。

認められた移転価格算定方法には、独立価格比準法、独立取引比準法、再販売価格基準法、原価基準法、利益比準法、利益分割法およびその他財政部の認める方法があります。

移転価格文書化

国際的な租税回避防止や情報交換の発展に応じて、台湾は国内ルールにOECDの3層構造の文書化を採り入れました。これにはローカルファイル、すなわち移転価格報告書とマスターファイルおよび国別報告書が含まれます。

ローカルファイルは法人税申告書提出時に準備しておく必要があります。毎年提出は求められていませんが、税務当局からの要求があれば1か月以内に提出する必要があります。関連者間取引の金額が一定の基準を下回る会社は、移転価格報告書に代えて関連者間取引が独立企業間価格での取引であることを示す、その他の文書を準備することで足りります。

これに加えて2017年以降、会社は全世界での事業運営やグループの移転価格ポリシーなどを記載したマスターファイル、そして財務諸表の特定項目と主な事業活動の地域別情報をまとめた国別報告書を準備しなければなりません。なお、一部の企業については、セーフハーバー規定によりマスターファイルおよび国別報告書の提出が免除されます。

事前確認制度 (APA)

APAは関連当事者間のクロスボーダー取引における移転価格計算方法に関する、法人の納税者と税務当局との間の拘束力のある協定です。多額もしくは複雑な関連者間取引を行っている会社は、APAを利用することによって潜在的な移転価格リスクを軽減することができます。

APAには、台湾の税務当局とだけのAPA、取引相手国・地域も含めた2か国・地域間のAPA (BAPA)、3か国・地域間以上のAPA (MAPA)があり、いずれも制度上は適用可能ですが、BAPA・MAPAの場合は、各税務当局間で租税協定に基づく相互協議が必要になります。財政部は2021年に、BAPA・MAPAの締結時に生じる可能性のある問題を解決するためのガイドラインを公表しました。

台湾では、対象取引総額がNT\$5億以上あるいは年間の対象取引額がNT\$2億以上の関連者間取引についてAPAを申請できます。これに加え、会社は税務当局に事前相談を依頼し、正式にAPA申請を行った場合に検証することに同意する可能性について相談することができます。

申請を行う場合は、APAでカバーされる対象期間の最初の事業年度の期末までに申請しなければなりません。税務当局は正式な申請書を受領してから1か月以内に申請者に対して申請受理の可否について通知しなければなりません。

単独APAの審査期間は1年以内とされていますが、必要であれば2度まで6か月間の延長を行うことができます。BAPA・MAPAには審査期間には期限が設けられていません。APAが一旦署名されれば、通常3年から5年間有効であり、また、5年を上限とした延長が認められることがあります。

調査および罰則

台湾の税務当局は近年、移転価格調査を強化しています。いわゆるタックスヘイブン地域または低税率の地域に所在する関連者と重要または頻繁な取引を行う会社は、特に詳細な調査を受けることになります。対象となる取引には、有形資産、無形資産の移転（ロイヤルティの支払など）、グループ内のサービスおよび金融取引が含まれます。

台湾の移転価格規則に準拠していない場合は、追徴課税や罰金が科されます。税務当局は関連者間取引の利益が独立企業間取引の利益範囲を下回る会社の課税所得を調整することができます。また、独立企業間取引原則や報告規則に準拠していない場合は罰金が科される場合があります。

その他の租税回避防止規定

台湾はOECDに加盟してはませんが、より透明な租税環境を守るためOECDが継続的に主導し、推奨している租税回避防止規定(BEPSプロジェクト)BEPSを参照し、そのコンセプトを積極的に取り入れています。

過少資本税制

金融業を除く営利事業者には過少資本税制が適用されます。関係会社間借入に係る利息費用は、資本の3倍を超える負債に係るものは損金に算入できません。セーフハーバー規定が適用される場合を除いて、該当する会社は関係会社間借入に関する情報を法人税申告書において開示する必要があります。

被支配外国法人に関する税制(CFC税制)

軽課税国に所在する被支配外国法人(CFC)を利用した租税回避を防止するため、台湾は2023年に法人および個人に対するCFC税制を施行しました。一定の要件を満たす場合、投資先であるCFCに留保された利益について、配当が行われていなくても投資側の法人税上の課税所得として課税されます。

実質的管理の場所に関する規定

台湾は2016年に税務上の居住要件を定めた実質的管理の場所に関する規定を制定しましたが、こちらの施行は大幅に遅れています。当規定では、外国企業が台湾内に実質的な管理場所を持つ場合、居住者企業とみなされ、課税されることとなります。

共通報告基準(CRS)

OECDの共通報告基準(CRS)採用の法的根拠を与えるため、2017年に税金徴収法が改正され、他国・地域の税務当局との間で非居住者に係る金融口座情報の自動情報交換が規定されました。台湾では2019年にCRSが施行され、2020年にオーストラリアと日本、2021年にイギリスとの間で、情報交換が始まりました。また、台湾は2016年に米国との間で、金融機関に対して米国の外国口座税務コンプライアンス法を根拠に米国税務当局に情報を提出および開示することを認める協定に署名しました。

税制優遇措置

台湾は国内での企業投資を奨励するため様々な税制上または非税務上の優遇措置を提供しています。主な税制優遇措置は、産業創新条例により研究開発やイノベーションに関連する投資等に対し提供されています。なお、産業創新条例は現在のところ2029年末まで有効です。

産業創新条例のもと、台湾拠点の会社が台湾の設備に対して行った適格な一般研究開発費支出については、法人税額の控除が受けられます。会社が税額控除を享受するためには、毎年事前に税務当局から研究開発計画についての承認を受ける必要があります。承認を得た場合、会社は納付すべき法人税に対し、以下いずれかの税額控除が受けられます：

- 発生年度の研究開発費支出総額の15%を上限に控除、控除の繰越は不可もしくは
- 発生年度およびその後2年間において研究開発費支出総額の合計10%を上限に控除

さらに、産業創新条例では、知的財産による出資や従業員への株式報酬についての課税繰延べ、自社開発の知的財産の移転もしくはライセンスングに対する税額控除、有限責任組合やエンジェル投資家に対する税制優遇、スマートマシンや5G設備投資に対する税額控除、先進的で革新的な研究開発および先進的な製造プロセスの設備投資に対する税額控除、未処分利益課税標準からの適格投資額の控除など、などさまざまな優遇措置を提供しています。

また台湾は、バイオテクノロジーや新薬製造といった特定の産業やセクター、さらには、自由貿易港区を含む指定区域への投資者に対しても、特別な税制優遇措置を用意しています。企業合併法やその他企業結合を奨励する法令においても、追加の税制優遇措置が定められており、一定の条件を満たす適格取引については、取引税を免除もしくは繰延べすることができます。

税務管理

台湾の課税年度は、原則1月1日から12月31日とされていますが、事業者は管轄地方税務当局の事前承認を得ることで、暦年以外の期間を課税年度として定めることができます。

税務申告

法人税は自己申告方式により、課税年度末から5か月目（暦年制採用の場合は5月1日から5月31日までの間）に申告する必要があります。申告期間の延長は認められません。

会社は通常、普通申告書を用いて確定申告を行います。適正な税務申告実績があり、税務当局により事前に許可を受けた会社は青色申告が適用可能で、欠損金の繰越控除や交際費損金算入限度枠の拡大といった優遇措置を享受できます。台湾会計士による税務監査を受けた会社も同様の優遇措置を受けることができます。

金融機関、上場会社や年間の売上高および営業外収入の合計がNT \$1億以上の会社などは、台湾会計士による税務監査証明が必要となります。

企業合併法や金融持株会社法により認められた企業グループは台湾親会社および国内直接投資子会社について連結納税申告を行うことができます。その他の会社については、連結納税申告は認められません。

納税

法人税は2度に分けて納付します。1度目の納付は前年度の税額の50%を会社の課税年度の9か月目に納付することになります。青色申告もしくは公認会計士による税務監査を受ければ、当年度の前半6か月の実際の課税所得をもとにして計算した税額を納付することができます。2度目の納付は確定申告前に行います。

査定

税務当局は確定申告書を審査し、最終査定書を発行します。もし査定結果が申告額と異なる場合には、査定額を納付するか、法令に従った行政救済手続きを選択することができます。また、申告日より5年以内にさらなる税務調査が行われることがあります。なお、期限内に申告を行わなかった、または不正な申告を行った者に対しては期間が7年に延長されます。

罰則

申告の遅延や無申告については罰則が科されます。申告の遅延には、納税額の10%の滞報金（上限NT\$30,000）が科されます。ただし、納税義務者が税務当局から督促を受取り、なお規定された期日までに申告を行わなかった場合は、20%（上限NT\$90,000）までの怠報金が課されます。

納付の遅延については、3日ごとに未納付額の1%（上限10%）の延滞金が科されます。納税期限から30日を過ぎた日から延滞利息が発生します。課税所得の過少申告には、過少納付税額の2倍以下の額が過料として科され、申告を行わなかった場合には、3倍以下の過料が科されます。

解釈通達

会社は税務当局の見解を受領したり、自らの税務ポジションを確定させるため、あるいは特定の税務問題の確認を行うために、税務当局に解釈通達の発行を求めることができます。財政部はデータベース（www.mof.gov.tw）にすべての今までの公的な通達を公開しており、納税義務者は税務当局の見解を検討する際の参考にすることができます。

税務調査

台湾の税務調査には固定的なサイクルはありません。税務当局は調査可能期限内であればいつでも税務調査を実施することができます。税務調査の対象となりやすい項目として、海外の親会社または関係会社から配賦された管理費、営業権やのれんの償却費、研究開発費税額控除、その他法人税、移転価格、源泉税等に関するコンプライアンスなどがあげられます。



第 5 章

個人所得税

個人所得税	41
課税所得	42
キャピタルゲインおよび配当	42
免税額および控除額	43
源泉徴収	44
納税管理	44



この章では、台湾で就労する外国人出向者や訪台者を含む個人に対して台湾で課される租税の概要について説明いたします。また、この章の記載内容は、Taiwan Pocket Tax Book および PwC 台湾ニュースレターに基づき構成されております。詳しくはこちらのリンク www.pwc.tw/ja.html をご確認ください。

個人所得税

台湾では、外国人を含む個人への課税は、所得の源泉と税務上の滞在状況に基づいて決定されます。台湾源泉所得は所得税法等で免除されていない限り、居住者・非居住者ともに課税対象となります。居住者の台湾外源泉所得には代替ミニマムタックス制度が適用されます。

居住者・非居住者の判定

外国人が台湾に住所を有していたり、経常的に居留をしている場合や、住所を有してはいないものの、台湾での暦年の滞在日数累計が 183 日以上の場合には税務上の居住者、暦年での滞在日数累計が 183 日未満の場合は税務上の非居住者となります。戸籍を有する台湾人は原則として居住者として扱われますが、暦年での台湾滞在日数が 1 日以上 31 日未満であり、重要な利害関係の中核が台湾にない場合には非居住者となります。

個人所得税の税率

居住者の台湾での所得税は個人所得純額（総所得額から免税額および各種控除額を引いた額）に対し、累進税率を乗じて計算されます。2025 年課税年度の累進税率は 5% から 40% です。

非居住者の場合、その金額にかかわらず給与所得は 18%、配当所得は 21%、その他の大部分の所得は 20% で課税されます。なお、一定の条件を満たした場合には日台租税協定を用いて免税となる可能性があります。

代替ミニマムタックス (AMT)

所得基本税額条例に基づき、居住者は年間基本所得額（通常の課税所得額と規定された加算対象項目の合計）が NT\$750 万以上の場合、基本所得額から NT\$750 万を控除した金額に税率 20% を適用して代替ミニマムタックス (AMT) を計算します。納税義務者は、AMT の計算結果と通常の所得税法に基づいた計算による税額とを比較し、いずれか高い方を納付しなければなりません。

NT\$100 万を超える海外所得、特定の保険給付額、私募投資信託ファンドの取引所得、および現物による寄付により所得税法における税額計算上は非課税となる所得が AMT 計算上の加算対象となります。なお、海外で納税した税額は、一定の限度はありますが、AMT による税額から控除可能です。

図表 13：個人所得税累進課税率

課税所得 (NT\$)	税率 (%)	累進差額 (NT\$)
0 ~ 590,000	5	0
590,001 ~ 1,330,000	12	41,300
1,330,001 ~ 2,660,000	20	147,700
2,660,001 ~ 4,980,000	30	413,700
4,980,001 ~	40	911,700

課税所得

居住者・非居住者ともに台湾源泉所得、すなわち台湾内での就業、活動、もしくは台湾内で得られたその他の所得に対し所得税が課税されます。居住者の場合、原則として配偶者および扶養家族の所得も納税義務者と合算して申告しなくてはなりません。

課税所得は、営利所得（配当所得を含む）、業務執行所得、給与所得、利子所得、賃貸およびロイヤルティ所得、農林・漁業・牧畜・林業・鉱業所得、財産取引所得、コンテスト・競技・宝くじの賞金所得、退職所得およびその他の所得の10種類に区分されています。

給与所得

個人が物理的に台湾内で就労して得た給与所得（基本給、賞与、手当、補助等を含む）は原則として台湾源泉として扱われます。ただし、台湾外雇用主負担の給与については、台湾滞在日数により台湾源泉所得に含めるべき範囲が異なり、300日以上滞在している場合は全額が、また91日以上300日未満の場合は台湾滞在日数相当分を日割計算した金額が台湾源泉所得となり、台湾会社負担の給与所得額と合算して課税対象となる給与所得を計算します。なお、暦年での台湾滞在日数が90日以下の外国人については、台湾外雇用主負担の給与については非課税扱いとなります。

外国特定専門人材

初めて台湾で就労する「外国特定専門人材」の資格を有する外国人は、外国専門人材招へいおよび雇用法に基づき租税優遇措置を適用できます。適用資格者は、台湾居住者（年間滞在日数が183日以上）となった最初の年度より5課税年度について給与所得のうち年間NT\$300万超の部分の50%を非課税として扱うことができます。

FRINGE BENEFIT

一般的に台湾での役務提供により与えられたFRINGE BENEFITは、課税所得となります。なお、駐在員のための引越し代、社宅代、社用車代、一時帰国の旅費は、駐在員の個人所得税の課税対象外とすることが可能ですが、非課税扱いとするには様々な条件があるため、個々の状況ごとに当事務所までお問い合わせください。

キャピタルゲインおよび配当

台湾では法令によって特別に免除されていない限り、キャピタルゲインは通常の課税所得に含まれ、個人所得税が課税されます。土地および建物の売買より得る売却益に対しては2016年より分離課税が適用されています。なお、有価証券取引によるキャピタルゲインは、課税が停止されています。

不動産取引所得

不動産取引所得については、房地合一税と呼ばれる税制が2016年より導入され、土地建物の売却益に不動産の保有期間に応じた異なる税率で所得税が課税されるようになりました。それ以前に取得した不動産の売却益については、土地売却益は非課税、建物売却益には所得税が課税されます。房地合一税では、不動産の売却額から関連原価・費用および公告土地現価という土地評価額における増値分を差引いたものが所得税の課税標準となります。この公告土地現価の増値分には、その土地の取得が2016年より前か後かにかかわらず増値幅によって異なる税率で土地増値税が課税されます。

房地合一税における税率は、売主が個人居住者の場合、不動産の所有期間が2年以内の場合は45%、2年超5年以内の場合は35%、5年超10年以内の場合は20%、10年超の場合は15%の税率で課税されます。特定条件を満たす居住者の場合、最大NT\$400万までの所得が免税となり、超過部分は10%で課税されます。所有者が非居住者の個人の場合は、所有期間が2年以内の場合は45%、2年超の場合には35%の税率で課税されます。課税対象取引の申告は、不動産の名義が正式に買主に移転してから30日以内に、売主が管轄税務当局へ提出しなくてはなりません。不動産売却損が発生した場合、同年度における不動産売却益と相殺できます。相殺しきれない損失は、3年間に渡り繰り越すことが可能です。

証券取引所得

証券取引による所得は、非課税となっており、損失も損金にはなりません。なお、特定の証券の売買については、取引額に対する証券取引税が課税されます。株券の場合は税率は0.3%となっています。2021年1月の所得基本税額条例の改正により、未上場株式取引からのキャピタルゲインを有する居住者個人は、これらの所得を代替ミニマムタックス税制の加算対象所得に含めることが求められるようになりました。ただし、発行または私募株式を行う企業が中央目的事業主管機関により承認された国内高リスク新興企業であり、取引時に設立から5年未満である場合、算入が免除されます。

配当所得

居住者が台湾の企業から受取った配当金については、二つの課税方法のうち一つを選択できます。すなわち、配当所得を課税所得に含めたうえで配当所得の8.5%（上限NT\$80,000）を控除し、累進課税率を用いて税額計算をする方法、または配当所得に一律28%の税率での分離課税の方法のいずれかとなります。また、居住者が受け取る外国企業からの配当は所得税法における課税対象とはなりませんが、税率20%の代替ミニマムタックスの計算上の加算対象所得となります。

非居住者には、台湾企業から得る受取配当金に対し21%の源泉税が課されます。有効な租税協定がある場合、当該源泉税率は軽減される可能性があり、日台租税条約では10%の軽減税率の適用が可能です。

免税額および控除額

居住者は課税所得を計算する際に、免税額および控除額を適用することができます。これらには免税額、標準または列挙控除、ならびに特別控除が含まれます。非居住者にはいかなる免税額および控除額も適用されません。

免税額

2025年度の免税額は、納税義務者とその配偶者および条件を満たす扶養家族一人当たりNT\$97,000であり、70歳以上の場合は一人当たりNT\$145,500となります。なお、条件を満たす扶養家族とは、納税義務者の60歳以上の尊属、18歳未満の子女、18歳以上でフルタイムで教育を受けており、納税義務者により扶養されている子女、18歳以上で障害者もしくは生活が困難な子女を指します。

標準控除

納税義務者は、標準控除か列挙控除のどちらか控除額が大きいほうを選択出来ます。2025年度の標準控除額は、未婚者の場合NT\$131,000、既婚者の場合には一夫婦あたりNT\$262,000です。

列挙控除

列挙控除の控除対象項目には以下の項目等があり、その合計額には上限はありません。2025年度所得についての各種列挙控除項目は以下の通りです。

- 教育、文化、公益、慈善団体に対する寄付の総額：所得額の20%まで
- 生命保険、労働者保険：1人当たりNT\$24,000まで、ただし全民健康保険は上限なし
- 認可された病院やクリニックへ支払った医療費や出産費用：実費（保険給付を受けた金額を除く）
- 災害損失：実費（保険給付を受けた金額を除く）
- 台湾内の住居購入のためのローンの金利：NT\$300,000を上限とする同一課税年度の受取利息控除後の支払利息額

特別控除

2025 年度所得についての特別控除項目は以下のとおりです。

- 財産取引損失：同一課税年度の財産取引所得額を上限、ただし、控除しきれなかった損失は、その後 3 年間にわたり繰越可能
- 給与所得特別控除：1 人当たり年間 NT\$218,000 または給与所得額のいずれか低いほう
- 貯蓄・投資特別控除：金融機関からの預金利息および貯蓄性信託の収益額、NT\$270,000 を上限
- 障害者特別控除：1 人当たり NT\$218,000
- 教育費特別控除：大学・短大に在籍している子女 1 人当たり NT\$25,000
- 未就学幼児特別控除：6 才以下の子女 1 人当たり NT\$150,000、2 人目以降はそれぞれにつき年間 NT\$225,000/ 人の特別控除。
- 長期介護特別控除：1 人当たり NT\$120,000（一定所得以上の者には不適用）
- 賃借支出特別控除：NT\$180,000 まで（台湾内の家賃に限る、また原則として、納税義務者とその配偶者および扶養直系親族が台湾内に自宅を所有していないことが条件。一定所得以上の者には不適用）

基本生活費

納税者権利保護法により、納税義務者が基本的生活を送るのに必要な金額（基本生活費）については、課税をしてはならないとされています。

基本生活費が、免税額、標準控除（または列挙控除）および特別控除（給与所得および不動産取引損失の特別控除は除く）の合計より多い場合、その差額を課税所得から更に控除することができます。2024 年度の最低生計費は 1 人当たり NT\$210,000 と定められており、本人、配偶者、扶養家族の人数を乗じて計算します。

源泉徴収

台湾企業から支払われる所得の多くは源泉徴収の対象となります。その源泉徴収税率は居住者・非居住者の別や所得の種類により異なります。まず、給与所得の源泉徴収税率は、居住者については 5% ないしは所得および家族構成に応じた一覧表による源泉徴収税率のいずれか

を各個人が選択できることとなっており、一方の非居住者については一律 18% です。配当所得に関しては、居住者の場合は源泉徴収不要、非居住者の場合は 21% での源泉徴収が必要です。賃貸収入、利子、その他の所得の大部分は、居住者は 10%、非居住者は 20% の源泉徴収対象です。

納税管理

台湾における個人所得税の課税期間は 1 月 1 日から 12 月 31 日です。通常、納税義務者は台湾源泉所得の所得税申告および税額の納税を次年度の 5 月 1 日から 31 日の間で行う必要があります。延期は認められていません。配偶者および扶養家族の所得、免税額および控除額は納税義務者の申告に反映する必要があります。

居住者は、台湾源泉所得について所得税申告を行う必要があります。夫婦ともに居住者の場合には、合算申告する必要があります。所得税の計算方法は、全ての所得を合算する方法、非給与所得を合算し給与所得を区分計算する方法、もしくは給与所得および非給与所得の両方を区分計算する方法から選択できます。

納税

納税者は税額計算を行った上、源泉徴収された税額との差額を追加納税または還付請求することになります。追加納税が発生する場合は、確定申告の前に行う必要があります。そのため、納税証明書は、確定申告前に取得することになります。管轄税務当局は、全額納付済みの申告書のみ受理します。

ペナルティー

納税遅延については、未払の納税額に対して納税期限日の翌日から実際に支払われた日付までの利息が科されます。利息は、郵便局の 1 年物定期貯金の利率により計算されます。

また、過少申告の場合、過少税額の最大 2 倍の過料が科されます。未申告の場合、税額の 3 倍以下の過料が科されます。



第 6 章

間接税およびその他の税金

営業税	48
貨物税	48
関税	49
土地および不動産税	50
遺産および贈与税	50
特殊貨物および役務税	50
証券取引税	50
印紙税	50



本章では台湾で会社および個人に課されるその他の主な税金についてご説明いたします。また、この章の記載内容は、TaiwanPocketTaxBook および PwC 台湾ニュースレターに基づき構成されております。詳しくはこちらのリンク www.pwc.tw/ja.html をご確認ください。

営業税

営業税は台湾での物品販売や役務提供、海外からの物品輸入に対して課される間接税です。非付加価値型営業税（GBRT）および付加価値型営業税（VAT）の2種類から成り立ちます。

GBRT は、金融機関、特殊飲食業者、小規模営業人に適用されます。売上高に対して 0.1% から 25% の税率で課税されます。業種ごとの税率は、銀行業および保険業は 5%、それ以外のほとんどの金融機関は 2%（本業）もしくは 5%（非本業）で、保険会社の再保険料収入には税率 1% が適用されます。

VAT は一般産業の企業に適用されます。税金は製造や配送の各過程で物品および役務に付加された価値に基づきます。ゼロ税率が免税になる特定の物品や役務以外、現在の VAT 税率は 5% です。輸入物品に関しては、課税申告額、関税その他を加算した総額に対して 5% で課税されます。

VAT は仕入税額控除が可能です。すなわち、販売の際、得意先より売上税額を回収し、支払った仕入税額を売上税額から控除し、差額を税務当局に納付します。仮払い超過となった VAT は一定の状況下で還付請求が可能です。GBRT は仕入税額控除ができず、還付請求もできません。

ゼロ税率および免税

特定の物品および役務については、ゼロ税率（0%）が適用されます。これらには、輸出される物品、輸出関連の役務、免税店での販売品、保税区域内の企業向けに販売される物品および役務、国際運輸用の船舶や航空機、沖合の漁業船、それらに提供される物品やメンテナンスサービス、保税区域の企業により販売される特定の物品が含まれます。また、土地の売却、医療サービスを含む 32 種の物品もしくは役務について営業税が免除されています。また特定の物品輸入も免税となります。免税物品・役務の販売のみを行っている企業は、仕入税額の還付や控除を受けることができません。

納税義務者

台湾にて物品や役務を販売する会社は、免除されていない限り、営業税を納付し、販売、出荷もしくは対価の受取の時点で統一発票（GUI）を発行する必要があります。

営業税は輸入物品の荷受人もしくは所有者や、台湾に拠点のない外国企業から役務を購入した購入者にも課されます。ただし、役務購入者（会社）が、ゼロ税率取引または 5% 課税の VAT 課税対象の取引にのみ従事している場合には、輸入営業税を納付する必要はありません。

台湾の個人に対し年間 NT\$600,000 を超える越境 EC サービスを提供している海外事業者は、VAT のために台湾税務当局に税籍登記を行う必要があります。登録後、VAT の申告および納付、クラウド発票の発行も必要となります。申告および納付営業人は売上高の有無に関係なく、2 か月間を 1 期として、各奇数月の 15 日までに営業税を申告しなくてはならず、納税も同時に行われます。ゼロ税率の VAT の適用要件を満たしている会社は毎月申告を行うことができます。

台湾内の本社および支社は、各地方の税務当局に別個に申告を行わなくてはなりません。ただし、本社の管轄税務当局にてまとめて全社ベースでの納税を行うことも可能です。

貨物税

貨物税は、特定の物品（ゴムタイヤ、セメント、飲料、ガラス板、石油・ガソリン、電化製品および車輛）を国内製造または輸入した時に課される物品税です。特定の状況下では免税となる物品もあります。貨物税の税率は 8% から 30% と幅があり、個々の状況下で物品の価値や数量に応じて課税されます。

台湾内で製造される物品は、工場から出荷された際に製造業者に貨物税が課されます。課税標準は、製造業者の工場出荷額からその価格に含まれる貨物税額を控除した金額です。輸入品に対する課税標準は、関税の課税標準に関税を加えた金額です。

貨物税の納税義務者は台湾内製造業者、荷受人、船荷証券保有者もしくは海外からの課税輸入品の所持人です。工場から出荷された物品に対して、翌月 15 日までに所轄税務局に貨物税の申告および納付を行う必要があります。輸入品についての貨物税は、納税義務者が税関に申告し関税と共に税関に納付します。

関税

保税区内への輸入物品のように法律上その課税が免除されている場合を除き、全ての輸入品に関税が課されます。台湾の関税の仕組みは世界貿易機構（WTO）の評価ルールおよび統計品目番号（Harmonized Commodity Description and Coding System、通称「HS コード」）に従っています。

台湾の関税率は、WTO 加盟国およびその他台湾と互恵待遇関係を持つ国々に適用される最恵国レート、特惠レート、それ以外の全ての輸入物品に適用される一般レートの3種類のレートにより構成されています。2024年の台湾の平均名目関税率は約6.5%です。

関税の納税義務者は荷受人、船荷証券保有者もしくは輸入物品の所持人のいずれかです。関税額は、輸入貨物の評価額や数量に従って算出されます。CIFを用いた取引価格が関税評価の主たる評価方法となります。

納税義務者は輸入品が台湾に到着した日から15日以内に税関に輸入申告をしなければなりません。輸入者は事前申告も可能です。輸入申告書には、輸入者の関連者間取引情報を記載する必要があります。関税は納税通知書を受取った日の翌日から14日以内に納付しなくてはなりません。

図表 14：貨物税税率

品目	税率 / 税額
ゴムタイヤ	10%または15%
飲料	8%または15%
セメント	1トン当たり NT\$280 ~ NT\$600
ガラス板	10%
石油・ガソリン	1キロリットル当たり NT\$110 ~ NT\$6,830 または 1トンあたり NT\$690
電化製品	10 ~ 20%
車両	15 ~ 30%

土地および不動産税

地価税

地価税は、各納税義務者の所有する、地方政府により地価が登録されているすべての土地に対して課されます。税率は、使用地の地価が所在地の直轄市・県ごとの平均地価と比べて高いか安いか、またどの程度差があるかによって1～5.5%の累進税率で課税されます。また、一定要件を満たす住宅や工業用地には優遇税率が適用されます。

房屋税

房屋税は、台湾の全建物に対し、建物の分類ごとに定められた税率を用いて課税されます。毎年の評価額に対し、住宅用の場合1.0～4.8%で、商業用建物の場合は3～5%の税率で課税されます。

土地増値税

台湾での土地の売却時には、土地増値税が課税されます。所有期間中の政府による公告地価の増分に対し、20～40%の累進税率が適用されます。

不動産取引税

不動産取引における売却益に対して2016年より分離課税制度が導入され、2016年1月1日以降に取得した不動産に対して適用されます。不動産の売却価格から関連原価・費用および土地増値税課税対象となる公告地価増値額を差引いた残額が課税標準となります。居住者に適用される税率は、売却された不動産を保有していた期間によって異なり、2年以内、2年超5年以内、5年超10年以内、10年超でそれぞれ45%、35%、20%、15%です。非居住者の場合は、保有期間が2年以内の場合は45%、2年超の場合は35%です。

2015年以前に取得した不動産には旧制度が適用となり、建物売却益には所得税が課され、土地売却益には土地増値税が課されます。ただし、土地増値税の課税標準は、上述の通り所有期間中の政府による公告地価の増分であり、実際の売却益ではありません。

契約税

契約税は土地増値税の適用外の不動産売買等の際に課税されます。税率は政府による公告地価の2～6%です。

遺産および贈与税

死亡時に残した遺産に対して遺産税が、財産の贈与を行った際には贈与者に対して贈与税が課されます。台湾人居住者の場合、全世界の資産に対して課税されます。故人もしくは贈与者が経常的に台湾外に居留している台湾人や外国人の場合には、台湾内の資産に対してのみ遺産および贈与税が課されます。現在、課税遺産額または贈与額により、10%、15%、および20%の累進課税率により課税されます。

特殊貨物および役務税

特定の物品および役務の販売、製造および輸入に対し従価ベースで特殊物品および役務税（贅沢税）が課税されます。課税対象項目は、NT\$300万以上の高級車、自家用飛行機およびヘリコプター、100フィート以上の長さのヨット、野生動物副産物、高級家具、およびNT\$50万以上の償還権のない会員権です。これらの販売価格もしくは課税額に対して税率10%を用いて課税されます。

証券取引税

特定の種類の証券の取引時には、証券取引税が課されます。その税率は、株券の場合は取引額の0.3%、その他許可された証券の場合は0.1%です。なお、同一銘柄の上場株式を回数だけ同一日に購入して売却した場合は、0.15%の軽減税率が適用されます。社債や金融債の取引、また主に債券投資に使われる上場投資信託の売買は2026年末までは課税が免除されています。先物取引に対しては税率0.0000125%～0.1%の先物取引税が課されます。

印紙税

印紙税は、台湾で作成された各種証憑類に対して、印紙税が課されます。その税率は、特定の金銭領収書は0.4%（入札者による保証金は0.1%）、動産売買契約書は1契約ごとにNT\$12、請負契約書は契約額の0.1%、不動産の売却、移転および分割に関する契約書は契約額の0.1%です。



61

How PwC can help



Our Taipei office



PwC 台湾について

私たちの使命は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することです。この使命こそが、私たちが提供するプロフェッショナルサービスと、私たちが行う意思決定の指針となっています。PwC は、世界 149 カ国に 370,000 人以上のスタッフを擁しています。私たちはこのネットワークから世界の最新情報や潮流を把握し、また海外拠点と協力しながら、クライアントを支援しています。世界の PwC の多くの拠点には、日本人プロフェッショナルおよび日本語対応スタッフが常駐し、日本のクライアントの利便性を一層高めています。

PwC 台湾は、1970 年に「Chen&Chu」という名前で設立され、2020 年に 50 周年を迎えました。以来、規模と強みを増し、台湾における主要なプロフェッショナルサービスプロバイダーの 1 つに成長しました。現在、私たちは 6 つのオフィスに 4,000 人以上の従業員を擁し、あらゆる規模と背景を持つ民間企業および公的機関に対して、業界に特化したサービスを提供しています。

台湾でのビジネス展開

規模や経験に関わらず、台湾市場への新規参入には、様々な選択肢と課題が存在します。単に法人を設立したり、登記上の事務所を海外に設置するだけでは十分ではありません。事業計画をスムーズに進めるためには、実際的な側面や長期的な影響についても考慮することが重要です。

PwC 台湾は台湾で 50 年以上の実績を持ち、海外企業や投資家の台湾進出における手続きや複雑な問題について、長年にわたりアドバイスを提供してきました。私たちは、台湾でのプレゼンス確立に関わる重要な課題を理解し、成功裏に乗り越えられるよう支援します。

このガイドに加えて、PwC は台湾のビジネス環境や規制、企業が日々直面する課題に関する知識や洞察を共有するため、豊富な情報と出版物を（中国語、英語、日本語で）提供しています。これらの資料は、PwC 台湾のウェブサイト（www.pwc.tw）でご覧いただけます。



The information in this document is of a general nature only. It is not meant to be comprehensive and does not constitute legal or tax advice. PricewaterhouseCoopers ("PwC") has no obligation to update the information as law and practice change. The application and impact of laws can vary widely based on the specific facts involved. Before taking any action, please ensure that you obtain advice specific to your circumstances from your usual PwC client service team or your other tax advisers.

© 2025 PricewaterhouseCoopers, Taiwan. All rights reserved. In this document, PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

